

# 行政ほっかいどう

# '80.7

行政書士法制定30周年記念  
第21回定時総会 特集号

## 行政書士法制定30周年記念式典 北海道行政書士会



(祝辞を述べる 板垣札幌市長)

### 目次

行政書士法制定30周年記念式典のあらまし… 2	支部のうごき……………79
第21回定時総会のあらまし…………… 5	支部定時総会……………79
平均賃金の算定方法……………73	支部役員改選される……………80
北海道の最低賃金(54年度改正)……………75	支部研修会開催状況……………80
労災保険率表(55年4月適用)……………76	旭川支部だより……………81
労働保険・雇用保険手続きの手引の訂正……………77	法制定30年の回顧と今後の課題……………81
民法及び家事審判法の一部改正……………77	事務局日誌……………83
贈与と税金……………78	編集後記……………83

## 北海道行政書士会

加率

3.3%

3.3

7.5

は適用

## 式 辞

会 長 榎 波 弥 一 郎

草萌え万象緑に映える爽やかな初夏を迎え、本日行政書士法制定30周年の記念式典を執り行うため御案内を申し上げますところ、北海道知事をはじめ多数の御来賓の御臨席を戴き、また全道各支部より代表の会員多数の参列を得まして、ここに式典を挙行することは私の最も欣快とするところであります。

省みるに行政書士法は昭和26年2月22日公布され、同年3月1日この法律の施行によって従来の代書人規則による代書人は行政書士と改称され、法律的にも社会的にもその地位を認められることになり、爾来星霜30年を経て今日に至りました。

法施行当時は業者間の連絡機関もなく、従って何等の交流もない状態でありましたが、渡辺慶吉氏等先覚者のお骨折により札幌市を中心とした札幌行政書士会が設立されましたが、当時の会員数は僅か40名前後であったと聞いております。

昭和28年に全国的組織として日本行政書士会が創立され、同会は北海道支部となりましたが、任意加入のため運営上いろいろ支障困難があったと聞き及んでおります。

その後、昭和35年5月の法改正により行政書士会は強制設立強制加入の会となりましたが、北海道には全道的な組織がなく、そのため各支庁の協力のもとに渡辺慶吉氏等が中心となって全道的に呼びかけ、昭和35年9月11日北海道行政書士会の創立総会を開催し、9月30日付をもって会則認可となり始めて強制会としての北海道行政書士会が発足し、同時に日本行政書士会連合会へも自動的に加入し、現在に至ったものであります。

爾来今日に至るまでには渡辺、藤山、野崎の代々の会長をはじめ副会長以下各役職員、支部長、支部役員の大きな努力と会に対する御協力により現在のような会に発展したものであります。

その後、数次の法改正により昭和46年法人となったのを始め多くの重要事項の改正をみました。

行政書士は、今や社会的にも深く認識され社会機構の重要な地位を占めつつありますが、それに対応するためには、あらゆる法令事務の研鑽探究は勿論社会より尊敬信頼されるよう一層品位の保持に努力すべきであります。

私は就任に当り、会員の和と団結を特に要望いたし、会員相互の親睦と財政、研修を三つの柱として運営につとめつつあるところであります。

本会も今や1,300余名の会員を擁し、発展途上にあることは誠に喜びに堪えません。ここに法制定30周年を迎えるにあたり、本会の育成のため献身せられた先人に感謝すると共に多年本会会員として業界に貢献した会員に敬意を表すると共に、永年に亘り本会の役員又は支部役員として尽瘁せられた方々を顕彰し、その榮譽を讃えてその功に報いたいと存じます。

この30周年記念式典を一つの節目として本会の発展はもとより会員福祉のため一層の御協力を要望し、本会の益々の発展を祈念し式辞といたします。

## 北海道知事代理祝辞

北海道総務部地方振興室長 秋 本 敏 文

本日ここに、行政書士法制定30周年記念式典が開催されるに当り一言ごあいさつ申し上げます。

行政書士法は昭和26年に制定されて以来、数次の改正を経て今日に至っておりますが、この間、社会経済の発展に伴い国及び地方の行政はその範囲を広げますと共に、その内容は複雑かつ専門化して参りました。

従いまして、皆様の業務も拡大し、いよいよ複雑となったのでありますが、行政書士の業務は道民の生活と密接に結びつき、住民の権利義務に関する事務の円滑な処理や官公署の事務の能率向上に大きな係わりをもつものであり、この意味におきまして皆様は住民と行政とのパイプ役として大きな役割を果してこられたのであります。

この機会に、今日までの業績に対し、衷心より敬意を表するものであります。

今後ますます住民の身近な相談役としての使命が増大するでありましようが、皆様におかれましては更に一層業務の研鑽に御精進され、より親切な、そして迅速な事務処理を進められ、地域住民の福祉の向上に寄与されますよう御期待申し上げます。

本道の行政書士会は、全国行政書士会の中でも常に先導的な役割を果してこられたと承知致しておりますが、法制定30周年を一つの契機として、会員の皆様が一致して更に一層の御努力を重ねられますようお願い致します。

御承知のとおり、最近の世情は誠に厳しいものがあり、内外共に極めて難しい課題に直面致しております。

皆様には、日頃道行政の執行に対し何かと御協力を戴いており、深く感謝致しておりますが、今後とも道政の推進に当りましては、皆様方をはじめ広く道民各位の御理解を得ながら道民生活の向上のため、引き続き最善の努力をして参りますので、一層の御協力をお願い致します。

本日の総会が、所期の目的を達せられますよう御期待申し上げますとともに、北海道行政書士会と会員の皆様の一層の御発展を祈念してごあいさつと致します。

行政書士法制定30周年  
記念式典のあらまし

行政書士法制定30周年記念式典は、北海道知事をはじめ官公署、関係諸士業界からの参列を得て盛大に挙行され、この席上、北海道知事及び本会の顕彰行事が行われました。

- 日時 昭和55年5月26日(月)午前10時～正午
- 場所 札幌市中央区北1条西12丁目 北海道厚生年金会館
- 式典

- |                         |      |       |
|-------------------------|------|-------|
| 1 開式のことば                | 副会長  | 葛西義雄  |
| 2 物故者に対する黙とう            | 副会長  | 佐藤武正  |
| 3 式辞                    | 会長   | 榎波弥一郎 |
| 4 表彰状及び感謝状の授与(受賞者の氏名朗読) |      |       |
|                         | 常任理事 | 佐藤兆昭  |
|                         | 理事   | 渡辺明   |

○北海道知事感謝状

次の受賞者を代表し、十勝支部 平賀昌夫先生に授与  
留萌支部 橋本雄一、室蘭支部 灰原泰広、日高支部 日向寺正幸  
十勝支部 佐々木行雄、野際荘一、平賀昌夫、  
(支部建制別・会員番号順・敬称略、以下同様)

○北海道行政書士会会長の表彰状

次の受賞者を代表し、札幌支部 渡辺慶吉先生に授与  
札幌支部 渡辺慶吉、藤山利夫、佐藤幸之助、成澤梅次郎、野崎 幸  
小城清二、星 享克、森口松太郎、石道政治、木川政蔵  
函館支部 息才源七、石村賢太、田村英夫、黒島宇吉郎  
小樽支部 松本又蔵  
空知支部 後藤 勲、今村龍太郎、但野万吉、竹内茂一  
旭川支部 佐藤武正、谷本時次、高橋武次、荒 慶次郎、西川正信  
留萌支部 橋本雄一、捻金昭二  
網走支部 藤井 清、角田良一、浅利正一、今野藤男、佐藤三千三  
室蘭支部 灰原泰広、石川常次郎、竹内芳正  
日高支部 日向寺正幸  
十勝支部 佐々木行雄、久我豊治、榎波弥一郎、山根礼市郎、野際荘一  
平賀昌夫、鈴木一雄、米倉 博、幸谷栄一  
釧路支部 伏見 勇、細木貞次  
根室支部 鈴木 清、富樫正神

○北海道行政書士会会長感謝状

次の受賞者を代表し、札幌支部 犬飼竹治先生に授与  
札幌支部 小林英二、中田高義、脇 美隆、斎藤 工、福田定恒、  
鈴木次男、鈴木登美蔵、高橋 清、林 覚守、関根克治、  
中川悦男、梶井与四郎、青山繁信、藤沢松麿、犬飼竹治、  
長谷川寿延、荒谷松四郎、阿部考一  
函館支部 大高金五郎、小仲康雄、武田トヨ子、小川公也、高谷賢一  
島野敏雄、遠藤竹次郎、原 隆俊、鎌田節子  
小樽支部 清水光五郎、武田信一、今野辰巳、大野新一、工藤賢司、  
野坂忠夫、土岐 喬、奥山五三郎、井上半蔵、亘理敏夫  
空知支部 矢野スエ、矢田目清太郎、後藤素子、高林 保、尾関時男、  
蘆立貫一、笹田 盤、今井信治、大崎国文、土田清五郎  
旭川支部 谷口浅一、亀田只光、五十嵐信夫、小松 仁、細川与五郎  
山内和夫、伊藤初三郎、西村文子、丹羽 繁、平田喜久丸、  
谷口虎雄、池田宗美、三浦五郎、木村道儀、菅原清人、  
川真田忠次郎、南 千利、鈴木正市、新田久雄、伊林利長、  
日下部 豊、新田英雄、武田力一、染川賢一郎  
留萌支部 立山一三  
宗谷支部 坂巻次郎  
網走支部 佐々木正夫、後藤久蔵、中野善勝、堂坂猛雄、村越英信、  
近藤峰一、野々宮 迪、堀川 清、真貝四郎、武田東七、  
高橋栄助、山口聡朗、飯島 孝、狩野日出男、佐藤兆昭  
室蘭支部 荒川隆志、橋本政種、下国富士夫、菅原繁治、福田喜一郎、  
江良二三夫  
苫小牧支部 神 修三、鈴木啓生、高橋芳次郎、早坂三郎治  
日高支部 工藤健一  
十勝支部 高橋直義、田中重顕、新谷寅次、国本虎秋、松田鶴治、  
津川 博、小野研一、前寺忠三郎、島崎邦男、斎藤常司、  
佐々木貞助、豊田春男、西尾山彦、田中誉興  
釧路支部 尾越勝典、斉藤政男、中島 寛、大沢 清、沢野 浩、  
遠藤隆吉、前田紀久男、下田芳子  
根室支部 山田清一  
○北海道行政書士会会長表彰状(補助者)  
次の受賞者を代表し、苫小牧支部会員富田重雄先生の補助者白岩靖子さん  
に授与  
空知支部 佐藤憲男  
網走支部 野呂敏範  
室蘭支部 松田和子、増山顕恵、菅原保生  
苫小牧支部 白岩靖子

十勝支部 杉本敏子、山本 節  
 釧路支部 尾越正典

5 来賓祝辞

時間の都合上、次の方々をお願い致しました。

北海道知事	堂垣内 尚 弘 殿(代理)
札幌市長	板垣 武 四 殿
札幌司法書士会会長	青木 茂 殿(代理)
日本行政書士会連合会会長	佐藤 義 哉 殿(代理)

6 祝電披露

理事佐々木兄一より地崎運輸相他の祝電を披露する。

7 受賞者代表の謝辞

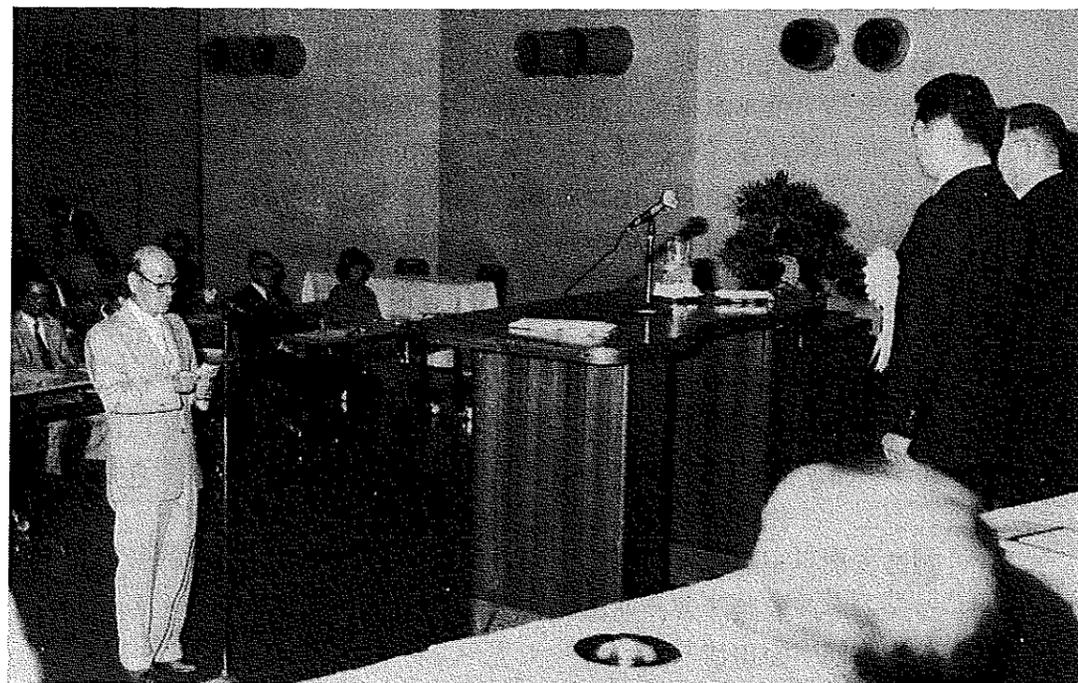
十勝支部 平賀 昌夫 殿

8 万歳三唱

札幌土地家屋調査士会会長 竹川 茂 殿

9 閉式のことば 副会長 佐々木 四郎

式典終了後、会場において参列者全員により記念撮影を行いました。



謝辞を述べる 平賀先生

## 第21回定時総会のあらまし

・日 時	昭和55年5月26日(月) 13時~16時32分
・場 所	札幌市中央区北1条西12丁目 北海道厚生年金会館
・総会構成員	支部長 定数 14名 代議員 定数 51名 計 65名
・同出席者数	支部長 14名 代議員 51名(内委任代理人3名) 計 65名(内遅参者2名・13時42分出席)
・その他の出席者	役 員 22名 綱紀委員長 1名 来 賓 2名 一般会員 5名



I 開会のことば

副会長 葛西 義雄  
 第21回定時総会を開催致します。

II 会長あいさつ

会長 榎波 弥一郎

御出席の皆様には大変御苦勞様でございます。皆様には法定30周年記念式典に引き続き本総会に御出席いただきお疲れのことと存じますが、提出案件は昭和54年度の事業報告並びに収支決算報告、昭和55年度の事業計画案、予算案等8件でございます。

さて、昭和54年度事業は各役員、支部長を始め支部役員、さらには会員各位の御協力により概ね良好に推進されたものと考えております。また、予算の執行についても節減につとめ、その範囲内において若干の繰越を作って決算を終了した次第でございます。

ただ、本年の重点事項である車庫証明については、御承知のように順調ではありませんが、幸い会員の熱意と業界の一部にも理解が浸透し、昨年の中盤頃より受託件数が増え始め現在全道5、6カ所で月間700件以上処理されているようでございます。

また、目下申し入れのところもあり、順次増加しつつあることは誠に喜ばしく一層の努力が必要と考えます。

次に、今回の法改正は全国の行政書士会があげて運動した結果、本年4月30日に公布9月1日施行になりました。今回の改正により提出代行と相談業務が加えられ一歩も二歩も前進したことになりますが、半面、労務関係の業務が第1条から削られ、これらは附則の経過措置で当分の間現会員に限り仕事ができるように規定されています。

改正法の解釈については皆様方から問い合わせもありますが、連合会に対し改正法施行通達の中に明記してほしい旨を自治省に申し入れの要請をしてあります。

次に、執行方針でございますが、私が常に要望致している会員の和と団結、健全財政

の確立、重要継続事業の積極的処理、この三つを重点としております。

本年度の予算編成は、当初会費の増額をしない方針で、不足の分は積立金をとりくずし、さらに足りないものは事業の見直し或いは減額をする考え方により3月8日の支部長会、理事会に提案しましたところ、支部長会の御意見としては積立金を使うのは今後の財政運営に悔を残すので、会費改正を1年早やめて今年から増額し、事業の復活と支部交付金の増額を行うべきではないかという御意見が出て、2、3反対意見もありましたが、概ね満場一致の形で決定をみたわけでありました。

こういう決定がありましたので、本年7月から会費1,000円の増額、事業の復活、支部交付金の増額の方針にしたがって事業計画及び予算の再編成を行い、4月14日の支部長会の審議を経て理事会に提出し、その決定のもとに本日の提案と致しました。

本日は各議案について十分御審議をいただき、和気あいあいのうちに有意義な総会ですよう御協力をお願い致しましてごあいさつとします。

### Ⅲ 議長・副議長の選出

仮議長 榎波会長 議長が選出されますまでの間暫時仮議長として議長席に着きます。

本総会の議長の選出方法をどのようにするか御審議願います。

会場より仮議長一任の声あり

それでは御賛成いただきましたので仮議長より指名致します。

北海道行政書士会支部長会議長の函館支部黒島宇吉郎君を議長に指名致します。

御異議ありませんか。

異議なしの声、拍手

議長は黒島宇吉郎君に決定致しました。

これをもって仮議長の職を終ります。

黒島議長 副議長の選出は恒例に従い議長の指名と致したいと存じますが、御異議ありませんか。

異議なしの声

副議長に伊藤正敏札幌支部長をお願いします。

拍手

黒島議長 一言ごあいさつを申し上げます。

さきほど会長より極めて丁寧なごあいさつがありましたように、本日の総会は法定30周年を意義あらしめる立派な総会として終了させたいと思っておりますので、代議員各位の特段の御協力を心からお願いし私ども正副議長の就任のごあいさつと致します。

黒島議長 本総会の成立について報告します。

総会構成員数65名、定足数33名であります。現在支部長14名、代議員49名併せて63名の出席があるので、本総会は適法に成立致しました。

拍手

### Ⅳ 議事録署名人の選出

黒島議長 議事録署名人は議長に指名させていただきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

異議なしの声

御指名申し上げます。

小樽支部長の松本重一、旭川支部長の西川正信の両氏を議事録署名人として指名致します。

### V 議事

黒島議長 第1号議案から第3号議案まで関連がございますので、一括上程します。よろしいでしょうか。

異議なし

それでは第1号議案から第3号議案まで一括上程致します。

第1号議案 昭和54年度事業報告について説明願います。

以下、総務、経理、企画、業研、監察、車庫証明対策特別委員会の順に議案の記載内容につき要点説明を行う。

黒島議長 次は第2号議案 昭和54年度一般会計収支決算及び第3号議案 昭和54年度特別会計収支決算について要点のみ説明願います。経理部長。

高橋経理部長 議案別冊決算書により概括説明を行う。

黒島議長 続いて監事の監査報告を求めます。細木監事。

細木監事 監事の細木貞次です。本日中野監事は急病のため本総会に出席しておりませんので私が代表して報告を行います。(このあと故二本松監事の在任中の功績をたたえ、追悼の辞を述べた。)

さて、監査報告は、担当監事がそれぞれ報告をすることになっておりますが、本日は御承知のような日程のため監査結果については、在任監事2名の共同報告としてお手元の監査報告書に譲り、ここでは本会の監査にあたる監事団の姿勢について若干申しあげ、報告に代えたいと思えます。

例年の監査報告でも申しあげておりますが、監査にあたっては法施行規則第15条の趣旨に従って、会員に代わって会務執行の状況を明らかにすること、予算については会則第73条の規定を原則とすることを2本の柱として厳しく検査をしてきました。

昨年6月11日開催された改選直後の役員、綱紀委員会同会議では、会長はそのあいさつの中で、特に監事に対して「監査は厳正に執行してもらいたい」と要望されました。

監事団は本会の各機関に対しては本会は「会員全体のものという認識をあらたにしてもらいたい」ということも申しあげております。

現在の本会機関の執行状況は、会員のだれが見ても理解と納得が得られるものでなければならぬことを基本として必要な措置要求と改善勧告をしており、予算関係では指摘事項に該当する事例をあらかじめ示して、あやまりのない執行を期しております。

去年の総会でも申しあげましたが、54年度でもまた若干の支部の会員から、本会並びに支部の会務執行や会計処理について具体的な事項をあげて監査の要望が、直接監事によせられました。

本日配布の監査報告書の中には、その要望の一部にもふれたつもりです。

本会総会に出席できない会員、また出席しても時間的制約もあって発言できなかったり、支部総会では日ごろ顔をあわせる間柄から遠慮があるなど、要望をよせられた会員はその理由をあげております。

それらの事項の中には監事の気のつかなかったこともあり、また監査にあたって非常

に有益な事項もありました。

本年度も貴重な御意見や要求を監事団によせられるようお願いを申し上げます。

以上をもって監査報告に代えさせていただきます。

**黒島議長** 以上で議案第1号から第3号併せて監査報告を終りましたので、これから質疑に入りますが、第1号議案に関する質問要旨が提出されておりますので、その方を優先して発言を許します。

函館支部 入間川代議員。

**入間川代議員（函館）** 車庫証明対策特別委員会の活動報告の中にあるユーザー向け啓発のことは、佐々木委員長の説明で分かりましたが、55年3月18日北行第56号によるチラシ作成はどの程度まで進んでいるのか、われわれはこれを相当重くみて待っているので説明願います。

**佐々木委員長** お答え致します。チラシのことにつきましては3月18日付けで各支部長あてに、どのようにしたらよいかという文書を出してありますが、これに対して未だ回答が集まっていないことと、ユーザー対策がまとまっていないところもあり、まだ早いのではないかと支部もあります。枚数について要求があったのは4支部から50枚、3千枚、1万枚、10万枚となっており、中には必要がないという支部もあります。こういうことから次回の特別委員会で検討したいと考えております。

**入間川代議員（函館）** 佐々木委員長が来函の節に、私は急ぐやるの専門部をつくらなにかといいました。車庫証明がうまくいっているなら別ですが、われわれは1年間というもの食うや食わずでやってきたのです。車庫証明についてそういう決定をしたという通知を出し、それをまっていたのに60日も投げていたということは只今の回答では納得できないので再度答弁をお願い致します。

**佐々木委員長** 御意見ごもっともでございますが、先程申しましたように十分煮詰まっていない状態なので、しばらくお待ちいただくということで御了解願います。

**上出代議員（十勝）** 車庫証明調査省略問題の見通しをお聞かせ願いたい。

次に車庫証明業務は各支部のセンター会員以外が取り扱うことの可否について伺いたい。また、この業務はセンター加入会員でなければならない場合は、本会より当該書士に対してセンターに加入するよう通知してほしいがどうかの3点でございます。

**黒島議長** 只今の御発言は事業計画の中で答弁を求めるのが適当だと思いますので御了解願います。

**上出代議員（十勝）** 了解。

**丹羽代議員（旭川）** 車庫証明対策特別委員会は専門部会が昇格したもので、今年の総会でもこの重要性について質疑応答が相当あった経過から考えると、総会終了後直ちに委員会が発足してもよさそうに思いますが、11月22日に設立され相当の期間が経過した点について伺います。

次は些細なことですが、委員の任命は理事会で任命と記載されているが、これは理事会の議決を経て会長が任命なり委嘱するという手続になると思うので、どちらが本当なのか伺います。

もう一点は、会費の滞納整理事業のことですが、支払命令を出したのが13名で、こ

のうち4名が納入され、残りのものは仮執行宣言、又は訴訟を経て強制執行が残ることになり、それなりの理由もあると思いますが、私は支払命令の発せられる段階までに除名か何かの措置があったのではないかと、そうすると秩序を守るためにはこうしたことも必要かも知れませんが、われわれの同業者であった人達なので、できるだけ実情を調査して減額するなどの寛大な取り扱いをして円満解決をできないものかと考えますが、これまでの経過を伺います。

**佐々木委員長** お答え致します。前回の総会で車庫証明の特別委員会を作るべきであるとの意見のあったことは御指摘のとおりです。

それに基づきまして、業研部会から分離して強化を図ろうということでしたが、一方、既設の部会で活動を続けておりました。そのうちに業研部の中にそのままおくことは仕事が重荷になるということで、11月22日に特別委員会が発足したもので、この間いろいろと検討を重ねてきたもので、全く推進がなかったわけではないので御了承ください。

**佐藤業研部長** 業研部長と車庫証明対策特別委員会の副委員長も兼ねておりますので、その間の事情についてつけ加えて御説明申し上げます。

私の当初の考え方は、朝令暮改という言葉もありますが、機構を作ったり変えたりせず、現在ある機構の中に7名のスタッフを増員して活動を転開することにしたわけですが、そういう活動の中で特別委員会に作りかえる時期にきたという気運になりましたので、あの時期に発足したということであります。御理解いただけでしょうか。

それから委員任命のことは御指摘のとおりでございます。

**黒島議長** 特別委員の任命のことは、会則89条によると理事会の決するところにより、特別委員会を設けるとあるので、特別委員会を設けるために特別委員の委嘱について理事会にかけたという趣旨だと答弁しなければならないと思いますが。

**佐藤業研部長** そのとおりです。

**榎波会長** 私から補足しますが、只今お話しがありましたとおりです。丁度この時の理事会に諮ったところ、特別委員会を設けるべきであるということで委員を選し、議決したという趣旨でありますから御了承願います。

**高橋経理部長** 支払命令関係について御答弁申し上げます。

会費の滞納整理については、ケースバイケースという考えを十分もっております。誠意を示したものは分割、返納も認めています。ただ、そうした中で何回納入催告しても返事もよこさない、誠意を示さないそうした人達に対してやむを得ない処置として支払命令を出しているわけでございます。お互い同業者でございますので、経済的実情等を調べてやっているものであり、決してだれ、かれの別なく強制的な手続に訴えたものではございません。したがって、今後の督促手続の進め方についても十分実情を調べ、本人の納得のゆく納入の仕方でも進めてゆきたい。ただ、問題は長期滞納者はいろいろ支障が出てまいります。このような障害をなくするにはある程度強力に進めることが必要で、減免ということも起り得ると思いますが、それはその時々に応じて適切な措置をしていきたいと考えております。

**丹羽代議員（旭川）** 只今のお話しで大体分かりました。

次に第2号、第3号の決算議案については、詳細に監査が執行されて監査報告書も提出されており、このくらい厳重に監査が執行されたので、質問することはありません。質問を省略して承認してはと思いますが、賛成の方があればあらためて動議を出したいと考えています。

**黒島議長** 只今の御発言については、議長は適当な時期にあらためて皆様にお諮りします。札幌支部の方、どうぞ。

**後平代議員（札幌）** 会費値上げ問題について、今までの経過をお聞きしますが、最初に本会では会費値上げについて、どのような形で会員に周知徹底を図ったか。それから次に総会の開催日のことですが、2年続けて平日に行われてきたのですが、これはどういうことか。われわれ行政書士は自分で食べているわけです。遠いところでは、まる3日もついやすことになるが、今後もこのようにやるのかお聞きしたい。それからもう一つ、会費の支払命令で3名から異議の申立が出ておりますが、なぜこうなったかお聞かせ願いたい。

**黒島議長** 只今の御質問の中で、会費値上げに関するものは、後で議題として上程されたときに経過説明するのが順序であると思います。総会の平日開催について答弁願います。総務部長。

**阿部総務部長** 本会の総会は非常に遠くからおいでになりますし、諸般の事情もあるわけです。

第1に多数を一堂に集めて会議を開くという会場の確保の問題もからみ、なるべく支障のないよう開催日を設定致しますけれども、会場の準備その他諸般の事情がありやはり日曜、祭日に限定することにはならないと思いますので、その点御了承願います。

**高橋経理部長** 支払命令に対する異議の申し立てですが、これは事由を書かなくても異議申立書類を出せば、異議の申し立ては成立するわけです。それから口頭弁論になりますが、委任を受けた他の理事の方に出ているので、その内容まで一件毎に説明するには相当長くなりますので省略させていただきたいと考えております。

**後平代議員（札幌）** 会場はもっと早くあたれば土曜、日曜でもとれると思うんです。ここ2年間はやっていないが、その前はやってきたんです。諸般の事情といいますかそれを具体的に説明してください。

それからもう一つ、口頭弁論に理事が代理して出ているということですが、勝訴するかどうか見通しをお聞かせ願います。

**黒島議長** 只今の後平代議員の発言の趣旨を十分尊重して配慮するという以外に、今、諸般の事情が明確にならなければ本会の運営に重大な支障があるということでもございませぬので、昭和56年度の総会には十分その趣旨を体して執行部はあたるということを議長にまとめをおまかせいただきたいと思います。後平代議員如何ですか。

**後平代議員（札幌）** 分かりました。

**黒島議長** ありがとうございました。

それから支払命令に対して勝ち目があるかないかについて、経理部長。

**高橋経理部長** 勝ち目があるということで御了解願います。

**後平代議員（札幌）** 昭和54年度一般会計決算について、収入で約100万円の増収があり、それに予備費で150万円、両方で250万円の繰越が出たわけですが、実際には300万円からの繰越がある。これは支出で使われなくて残る分が100万円で、各予算科目に減も増もありますが、予算執行についてどのように考えるか監事にお聞きしたい。

**細木監事** 予算の執行が適正であるかどうかの質問ですが、適正であったと認めました。

**野際代議員（十勝）** 監査報告書中に会費収納事務の合理化のため、例えば機械化の方法などを検討してはどうかとありますが、機械化について具体的にお聞きします。

**細木監事** 例えば、コンピューター等による事務処理によって事務の合理化・簡素化を図ってはどうかという中野監事の監査所見によるものであります。中野監事は税理士として経理事務に明るい方でございますし、それに最近は経理事務の処理にコンピューターを導入している実態もあり、そのようなことを検討してはどうかということでもあります。

**野際代議員（十勝）** 私は、会費の納入方法について当座預金による自動振込の方法をとったらどうかと考えていますが、その方法をとる意思があるかどうか伺います。

**阿部総務部長** このことに関しては対話集会の際提言されたこともあり、また随分以前に検討したこともございますので、私の方からお答えします。

自動振替の条件として特定の金融機関に集中して会員が預金するとか、事務局で作る書類作成の手数が膨大に増えるとかの問題点があり、また加入者負担で振替を使うと物資あっせん代金等も一緒に納入されるなど問題点がいろいろあるわけです。

このことについては最もよい方法があれば、それにしたがって推進したいと考えております。

**野際代議員** よく分かりました。ただ、私は銀行等の自動振込みにすると滞納や支払命令等の問題が少くなると思うんです。

**黒島議長** この際、皆さんにお諮り致します。先程、丹羽代議員から御意見のありました質疑省略採決をとってはということについて時間の関係もあり、お諮りします。

第1号議案から第3号議案まで執行部提案報告のとおり承認することに異議ありませんか。

異議なし・拍手

**黒島議長** 第1号議案、第2号議案、第3号議案は多数の賛成を得まして原案通り承認可決致しました。

満場拍手

**黒島議長** 第4号議案 北海道行政書士会会則の一部改正についてを上程致します。

提案説明 阿部総務部長。

**阿部総務部長** 北海道行政書士会会則の一部改正について御説明申し上げます。

本会会則第68条別記4の会費月額3,000円を月額4,000円に改め、適用は昭和55年7月1日にしようとするものです。

改正の理由は財政事情によるものでありますので、経理部長から説明してもらいます。それから札幌支部の後平代議員から質問のありました、どのような方法で会員に対して会費値上げの趣旨の徹底をはかったかということにつきましては、これは会員

の代表者である支部長会で審議をいただき、その賛成を得て値上げしようとしたものであります。

**高橋経理部長** 改正の理由につきまして議案に改正の理由を詳細に書いてございます。さらには会費改正時の昭和51年度以降における諸経費の増加状況説明表の中にも詳細に載っておりますので、その点を十分御理解いただきたいと思っております。

今回の会費の値上げ問題につきましては、支部長会の審議の過程において積立金のとりくずしを何とか避けて会費増額で賄っていこうという御意見があったわけでございます。

現在、財政調整積立金は879万円ばかりになりました。しかし、これは1年間でできたわけではございません。昭和52年度から、こつこつと積立ってきたものでございます。

それから、本会における年度初めの必要経費、これは古い方はご存知でしょうが、諸会議、或いは事業費、業務運営等の諸経費を賄うのに500万円程度の遊び金はどうしても必要でございます。これには支部交付金の概算払をすることによって、支部の活動を円滑にするという目的のものもあるわけでございます。

前年度の総会で積立金の目標額はどうかという質問等もございましたが、最少限度1,000万円の資金は確保する必要があると考えております。

なぜなら、本会にはいわゆる固定資産というものは何もありません。したがって、もし一時借入金をするという時には何の担保もないのでございます。

私はここ4年間、財政をあづかって参りまして、昭和41年度には443万円という未払金の整理をして、あの苦しい財政を切りぬけてきたのでございます。今回の値上げに対し、特段の御理解をもって御承認いただくことをお願いします。

拍 手

**黒島議長** 只今提案説明が終了しました。

この第4号議案に対する質問の通告が函館支部の入間川代議員から提出されておりますので、入間川代議員の質問を許します。

函館支部 入間川代議員。

**入間川代議員(函館)** 結論から申しますと約30% 1,000円の値上げについては大賛成でございます。去る4月26日函館支部総会において万場一致で賛成の決議がされましたが、現在の物価情勢をみると、例えば石油は倍増している。それに今日配布された本年度の会計予算の構成図にもあるように1,000円以上のものが何んらかの形で支部に還元されているのです。

助成金、交付金というものだけでも相当の割合で支部に戻ってきているわけで、こういう状態から見まして、われわれは本会全体の考え方として矢張り値上げする事が適当かと思っております。なお、この議案の説明表の中に示されているものの中で、若干問題があると思うのは昨年改正された旅費です。

今の日当は3,000円、宿泊は5,500円のように、そのような金額で泊まれるかどうかと考えますと、宿泊料は低く過ぎると思っております。

それから監査報告書の中にもありますが、夜おそくまでやっても宿泊料が出されて

いないという不合理な点があるようなので、その点もう一度考えて見る必要があると思っております。これは、ガソリンを入れないで車を走らせるようなもので、本会のために皆さんが一生懸命やっているわけですから、申請代理のような簡単なものでも1時間1,600円であるのに、これと比較しても日当3,000円ということはあり得ない。したがって2時間であろうと5時間であろうと日当3,000円ということはあり得ないと思うので、その点もう一度考え直す必要があると思っております。会費の値上げは賛成であるがこういう点を検討していただきたい。

**黒島議長** 会長の総括的答弁を求めます。

**榎波会長** 会費1,000円の値上げにつきましては、さきほど私のあいさつの中で申し上げ、また議案の中にも値上げの理由を詳しく書いてございますので、内容は一応御理解いただけたらと考えているのでございます。

現在の3,000円の会費は昭和51年度に改正されたもので、それから3年間会費は値上げしておりません。おそらく他の士業会は、かなり値上げをしていると思っておりますが司法書士会、税理士会、労務士会等に比較致しましても決して多いものではないと思っております。

さきほど説明のありましたように、折角蓄積致した積立金を消費致しますと色々な支払の場合に財政が窮屈になる、そういうことではいかんということで昨年、一昨年も積立金1,000万円を目標としていることを皆さん方に申し上げたつもりです。

今年の予算で最初に考えたのは来年度春から値上げしよう、事業費をつめても600万円か700万円の取り崩しをしなければならぬ、そういうことも考えたのですが、この際会費を値上げしたらどうか、そうしなければ足りないのではないかと皆さん方の御意見、これは支部長会の御意見であり、また理事会におきましても、それが妥当だということでした。

そういうことから、この値上げについて2,000円上げたらどうかという御意見もありましたが、私はこの際1,000円で2、3年やらしていただくとう、このような考えでございます。

それから入間川さんの御意見は本当に妥当なお話しでございます。

役員として私どもの方から旅費を上げてほしいということは仲々いい得ないものでして、遠くからきていただく方には一日の会議のために3日間も要するわけで、その3日間は自分の仕事ができないことになってしまいますが、これは本当に気の毒です。しかし過去にはろくに払わなかった日当、旅費を最近では少ないながらも、すぐ支払うという方法をとって参りました。

旅費のことは役員にあまり気の毒にならないよう、旅費の改正については今年は一応予算を提出してございますので、途中で変更するわけには行かないと思っておりますが、御意見を十分ふまえて考えて行きたいと存じます。

**黒島議長** 入間川代議員、よろしいですね。

**入間川代議員(函館)** はい、分かりました。

**黒島議長** 他に質問ありませんか。

札幌 後平代議員。

後平代議員（札幌） さきほど私の質問にお答えがありました、納得の行かない点がありますので再質問致します。

支部長に連絡しただけで、この問題は片付けられないと思うのであります。なぜ会報に載せて会員にその徹底を図らなかったということですか。

会員全員が納得して会費を払うためには今総会にかけるのでなしに、その前に全会員の了解を得る事が必要でなかったか。ましてや会費の値上げについては大部前から分っていたのではないと思うが、このことは会報の中には一切触れていない。今後値上げするにしても、もう少し慎重に検討して行くべきであると思うので、もう一度回答願います。

会費について1,000円上げることについては、札幌支部としては現時点では反対という立場を取っております。

これは総会の議決もしくはわれわれ代議員にまかされておりますが、支部会員の意向等を調査したところ5割以上が反対。さきほど会長のお話で他土業会が上っているということでしたが、それはそれなりの理由があつたことと思います。

行政書士会のように運営が苦しいから上げるというのではなくて、司法書士会や土地家屋調査士会では、別な面でそれ相当な理由があつて上げたんだと思うんです。

社労士会は1,000円で上がっていないと思いますが、よくわかりませんが、そういうことで今一度回答願います。

札幌支部としては、今の会費が妥当ではないかということと1,000円上げるとすれば、もう少し支部への還元が多くてもいいんでないかという考えを持っております。

黒島議長 総務部長。

（この時、函館支部入間川代議員より議事進行についての動議あり、議長これを許す）

入間川代議員（函館） 答弁で執行部と代議員の間でやり取りするより賛成、反対の討論をさせた方がいい。その方が時間の浪費も防げると考えるが、どうか。

黒島議長 只今、賛成、反対の討論をさせたらどうかということですか。

したがって質疑を省略してよろしいですか、お諮り致します。

値上げ提案理由についての質疑を打切つてはどうかという意見がありますが、

賛成、異議なしの声

反対の声

異議ありの声

黒島議長 異議ありの声もございましてこの際質疑を打切に御賛成の方は挙手を願います。

挙手の方が3分の2以上と認めます。したがって質疑については打切りと致しまして賛成反対の討論に移ります。

その前に札幌支部の方、議事進行についてどうぞ。

岸田代議員（札幌） 当初予定されていた方の質問に対し、再質問の回答はないのですが、回答をすることが行政書士会の本当の姿であるべきだと思います。それに対して全くいいましようか函館の代議員さんお一人から意見があつただけで、質疑打切りと

いうのはあまりにも早すぎるのではないかと思います。それから、これは重大な問題ですから十分に質疑応答が行われてしかるべきかと存じます。

質疑省略、討議の措置は議長の職権の乱用ともなりかねないので、その辺を考慮してしかるべきかと存じますのでよろしく願います。

黒島議長 総会を円滑にするため、あらかじめ代議員の皆さん方に議案配布と同時に質問のある方は質問要旨を事務局に提出するよという御案内が行っているはずで

会場よりきているの声あり

いっておりますね、したがって議長はあらかじめ質疑のある方は既に執行部の方に呼ばれていると理解しております。それが1名より出ていない、それが只今の総会の実態でございます。

しかし質問通告がなかったけれども後平代議員からあらかじめ会費の問題について発言がございましたので、私はこの発言に対して答弁をさせました。

その後質疑を打切つて賛成反対の討論をしてはどうかという御発言がございましたので議長は皆さんにお諮りを致しました。ところが3分の2以上の多数の方々から質疑を打切ろう、こういうことで皆さん方の多数の御賛成をいただいたので議長は議長の権限で打切つたのではなくて、代議員の皆さん方の御意見を尊重して取りまとめたのでございます。

会場より、その通りの声あり

議事進行の声もあり

いふならば、議長は代議員の皆さん方の御意思のとおり、議事を運ぶだけでございましてよろしく御協力をいただきたいと思ひます。

したがって賛成反対の中に建設的な意見が出れば、議長は執行部から親切丁寧に回答をさせたいという気持ちもありますので、あくまでも民主的に和気あいあいのうちに議事を進めて行きたいと考えます。

拍手

岸田代議員（札幌） 只今の議長のお話は大変民主的で結構だと思います。その前に今皆様方の御意思に基づいて決定を見たということですが、皆さん方の意思集約がどうかということは、その前の検討がなされたあとで皆さん方の御意見をまとめるのが適切だと思います。

最初から一つも質疑がなされないうちに質疑打切りというのは早やきに失しないかと思ひます。

黒島議長 只今札幌支部の方から極めて建設的な御意見がございましたが会費値上げについては私も札幌支部長も支部長会に出席して相当長い時間をかけて集約し、各支部長の責任において各支部においてそれぞれ対応したかと思ひます。さきほどの話しのように函館支部では支部総会にかけて支部の皆さんに会費値上げの趣旨徹底を図つたわけですから、もし札幌支部で十分、会員の皆さんに趣旨の徹底がなされていないとすれば、これは支部の内部事情ではなからうかと存じますので議長の関知しないところだと存じます。

会場よりそうだ、そうだの声あり

副議長降壇し札幌支部の実態について説明する。

**伊藤支部長（札幌）** 只今いろいろとお話しがありましたが、ここではっきりと札幌支部の実態は、こうであったということをご参考にして見たいと思います。

札幌支部は全会員 442名に対してアンケートの提出を求めたのであります。回答数 303名、回答率56%でした。

その内容を申しますと、

- ① 反対が170名で全体の56%
- ② 値上げやむを得ないが、97名、32%
- ③ 積立金とりくずし後は値上げやむを得ないが、36名、12%

反対者170名の内訳は、これは本会の役員も知っていただきたいと思います、予算を縮小して現会費維持が77名で45%、それから営業状態よりして負担能力がないというのが、51名、31%、この問題が将来会費徴収に相当のウェイトをもつことだと思っておりますので考えていただきたいと思います。それから会員に対しての利益還元が少ないが、16名で9%支部への交付金の増額がないか、8名で4%、その他18は諸々の意見が出ております。

以上がアンケート調査の結果でした。

私は経理部長にお考えいただきたいのは、こういう状態をふまえて執行に当っては相当の考慮をしていただきたいと思います。

それから会費増額は長期展望に立って若干の時間をかけることが必要ではないか、このままでもう少しの期間やってみてどうしても見通しが困難であれば、これもやむを得ない。その時は全員賛成するという要望を出しておきます。

各代議員の皆さんは本総会において何んとか結論の出すことを願って札幌支部の実情を申し上げたわけでございます。支部長と副議長の立場より重ねてお願いを申し上げ説明を終わります。

拍手

**榎波会長** 会費値上げの問題についてはいろいろ御意見がございました。札幌支部のことも今朝お聞きしております。アンケートをとりまします場合には理由等を入れないと仲々正確なものが出てこないと思っておりますが、アンケート調査をしたことはそれも一つの方法であったと思っております。

ただ、ここで申し上げたいことは昭和51年から今日まで会費の値上げをしないできて今年の予算を組むのに積立金を全部使っても足りないことは、さきほど申し上げたとおりです。消費してしまおうと再びこれは戻って参りません。

私はこれまで財政積立をしなければ適正、円滑な会の運営はできないということを皆さんに話して参りました。私は常に申し上げておりますように会費は本当に一人一人の血のにじむようなお金なのでこれは絶対無駄に使ってはならない。

予算を執行する場合も私は経理部長にお願いして必ず実行予算を組んで、その実行予算の範囲内で執行し、しかも、そのほかに少しでもと考えると54年度も100万円位の特別支部交付金を工面し年末に差上げたのでございます。

もう限界のところまできているのでございますので、予算を切りつめてといわれましても実際には切りつめるところはない実情でございます。それから物価は日増に上がってきております。紙1枚にせよ、印刷費にせよ、郵便料、旅費、運賃等の公共料金は総て上がってきておまして、到底去年と同じような内容ではやってゆけない状態でございます。

私等はこの案を今年春に出しました時は誠に情けなく思いました。

今までこつこつとようやく積立ててきたものが今年すっかりなくなってしまふ。来年からはどうしてやってゆくかということも考えたんですが、しかし、これは今年是我慢してもらおうというつもりで第1回の予算を提出したわけです。

ところが、各支部長はこんな予算でどうするんだ、もっと出すべきところは出さなければならぬし、やるべきことはやらねば会の趣旨に反するものではないか、それで本年度から値上げすることにした方がいいとの大方の御意見があり、その際も先程札幌の伊藤支部長さんからもお話しがありましたように、仲々そうは行かない。札幌の場合も全面賛成というわけには参りませんよ、したがって支部の方にできるだけでもう少し支部費用を援助してほしいという要望がございまして、私もそれはもっともだと思ひ支部交付金の増額を認めたわけでございます。

ここにあります表を御覧になりますと、分りますように5年前と比較しますと実際に支部費は相当増額されております。支部の収支決算を見ましても各支部において、30万円、50万円、70万円と支部においては繰り越し金を残しているところもできてきましたし、また、支部会費を取らないでこの交付金だけで賄っている支部も沢山あるわけでありまして。私は支部活動を活発にするには早く交付金をあげることが大切でこの総会が終わったならば、すぐ支部の仕事に入ってもらいたいと考えているわけでございます。

先程もお話しのありましたように、こんな少ない旅費ではどうするんだといわれながらも役員の方々には泣いて貰って何んとか会の財政をよくするために進んで参ったわけでございます。こういうことで、本日提案した予算は会費1,000円を上げるということにして作りかえた予算でございます。したがって1,000円の会費値上げが認められないと予算についても全部お流れということになりますし、また、われわれもそれに対しては相当の責任を取らなければならないとこのように考えるものであります。

そこで皆さん方に特にお願いを申し上げますが、色々な事情もあり、また、御意見もございませうが、とに角会費は大事に使う、そして皆さん方の厳しい御意見を体しまして、今後会の運営に当るといふ私の提案の趣旨を御理解いただきまして、何んとかこの提案を通していただきたいと思います。

私達はこうした経過をたどり、検討に検討を重ねて本案ができ上がったわけですから、今ここで大声を張りあげてのやりとりはなしにし笑ってお互いに理解し合い、今後の会の発展を考えて決定するよう特に皆さん方にお願いして総括説明と致します。

万場拍手

**黒島議長** 他に発言はございませんか。

後平代議員（札幌） 質問に対する回答が欲しい。

阿部総務部長 質問に対する答弁とは会費値上げについての全会員に対するアンケートを出すべきだということですか。

後平代議員（札幌） 全然違います。会報に載せて全会員に周知したかどうか、それは今度会費がこのように上がるということをなぜ会報等で知らせなかったかということです。

阿部総務部長 会報で通知していないのは御承知の通りです。

まず本年度の事業なり予算を総会に提出するためには、その前提として支部長会の意見を聞くということになっております

支部長会で審議したところ、事業を縮小しないでこういう事業も、こういうこともやって欲しい。そのためには来年度といわずに今年度から上げるべきであるという御意見が多かったのであります。その中には1,000円といわずにもっと上げてはという話もありましたが支部長会の要望を入れて1,000円の値上げを本日ここに提案致したのが事業計画、予算編成のいきさつであります。

会費を値上げするには会則の改正が必要となるわけで、会則改正は総会の議決によらなければなりません。従って総会提出前に何故に全会員に周知しなかったといわれてもそれは良識ある代議員の方々には御了解がいただけることだと思っております。

以上であります。

近江代議員（網走） 先程質疑打切りということで決を取ったはずですが、この総会は一度決を取ったのに何回もバックしながらやるのはおかしい。

拍手

黒島議長 ありがとうございます。

只今の答弁は質問に対して適確に答えないという再度の議長に対しての催促でしたので、民主的にやるためには矢張りこれを許した方がよいという議長の配慮によるものですので網走支部の方御了解願います。

質疑は、一応打切っておりますので、只今は賛成反対の討論の発言をいただいているのでございます。

大沢支部長（釧路） 本件につきましては先程来、執行部から詳細なる説明がなされております。そのような状況の中で札幌支部の代議員からいろいろと出て、そのために大分遅れております。大方の方は本会の執行部の提案に賛成のようでございますので議事を進行させていただきたいと思っております。

黒島議長 ありがとうございます。

只今釧路支部長の発言で議事を進めよ、いふなれば、賛否が出つくしたので、この辺で採決を取れという議事の進行の意味だと思っておりますので、議長はそのように理解しまして第4号議案について採決を取りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり、拍手

異議なしの声多数ありますので、第4号議案について採決をとります。

第4号議案北海道行政書士会会則の一部改正、具体的には会費値上げに対する反対の方の挙手を願います。

反対17票

賛成の方は挙手を願います。

賛成48票、出席者の3分の2以上の賛成をいただきましたので、本案第4号議案は原案通り可決成立致しました。

万場拍手

黒島議長 執行部に特に要請しておきます。

札幌支部の会費値上げ反対の趣旨は十分に尊重するに価いすると思っておりますので、今後1年間執行の段階で反対の趣旨に反しないよう十分意を尽していただきたいことを議長から特に執行部をお願いするとともに、札幌支部の皆さんには大多数で決定したことでございますので、総てのわだかまりをすてて御協力いただくことをお願い申し上げます。

榎波会長、簡単に願います。

榎波会長 反対の方々の御意見は非常に貴重な御意見と受けとめております。したがって、そのことを十分にふまえて、今後の会務の執行に極力反映して行くつもりでございます。どうぞ今後共皆様の何分の御協力をお願い致しまして簡単ではございませんが本案成立の御礼といたします。

万場拍手

黒島議長 第5号議案、昭和55年度の事業計画についてを上程いたします。

お諮りを致します。議案につきまして皆さんのお手元に早くから配布されておりますので、十分検討済みのことと思っておりますので、提案理由の説明を省略、直ちに質疑に入りたいと思っておりますが如何でしょうか。

会場より異議なしの声あり

御賛成を得ましたので、これより第5号議案の質疑に入ります。

最初に質問の通告がありました、網走支部、函館支部、十勝支部、次いで苫小牧支部の方の順に発言を許します。

網走支部長

今野支部長（網走） 企画部の中で、法令の研究、法令の新設改廃等の周知徹底を図るこのようになっておりますが、4月13日の支部長会でも申し上げたように、税理士法の改正、社労士法の改正、また今回の行政書士法の改正に見るように必ずしも、われわれの業務に有利ではないのであります。

そこで、これは日行連の方でも法令の研究をなされているとは聞いておりますが、日行連のみに頼らず、会員以外にも法律の専門家を委嘱してきまされた法令の解釈をするのではなくして法令が改廃される場合に進んでわれわれの身分、業務の拡充を図るための前向きな研究機関が必要とするのではないかと、そのように提案申し上げたのですが、本年度の事業計画には、それがもり込まれていないので、企画部、或いは会長の御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

**黒島議長** 答弁は質問の全部が終わったあとで、まとめてやっていただきます。

次に函館支部 入間川代議員

**入間川代議員（函館）** 第5号議案、業研部関係30頁にあります、運輸交通部会の中に最後に業務分担で車庫証明などがありますが、これはミスプリントではないかと思えます。これを訂正していただくことと、もう一つ32頁は、車庫証明対策特別委員会の誤りと思えますので訂正していただきたい、それだけです。

**黒島議長** 只今の発言は議案のミスプリントですので、事務局の方で訂正を願います。

次に十勝支部の方

**上出代議員（十勝）** 先程の質問の車庫証明の現地調査の件と同じです。

**黒島議長** そうすると、第2点目の車庫証明センター会員のことですね。

それでは苫小牧支部本野代議員

**本野代議員（苫小牧）** 車庫証明業務の推進でございますが、報酬額が支部によって違っているように聞いております。こういうことについて本会としての指導について、お聞かせ願います。

**黒島議長** 一応質問通告のありました方の質問全部が終了しましたので、執行部の答弁をお願い致します。

**榎波会長** 網走から御提案の法令研究機関の問題は支部長会でもお話しがあり、確かに私共も法規部というようなものが必要であろうということであったわけです。

しかし、お話しの中で弁護士とかそういう人を頼んではどうかとこういふことであったと記憶しています。これは法令の出る前にする研究というのは大変なことであります。

法令は御承知のように立法府から原案が出され、それを検討している間にも、だんだん変わってくるわけで最初条文を見ただけでは到底、内容が分からないのが実体でございます。私達の方では日行連の方にこういう法令が出たんだか、その法令は一体どういう法令なのか、どういう内容なのか関係省に聞いて通知してほしいと常に要請しています。

この間も佐藤連合会長から全国であんたのところぐらい、うるさいところはない。何かあるとすぐ聞いてくるが、私の方でもその内容等については、実は分からないことが多いとっておられました。私の方としては、日行連の方では法令の趣旨、根本等がどういうところにあるかを早く情報としてつかんでほしいということを申し上げております。

したがって、この問題は企画部だけでやるのは、なかなか難しい、しかし、今しばらく時間を与えてほしいと考えております。その対処方法等については五里霧中でございますけれども、貴重な御意見として検討することに致します。

**佐々木副会長** 十勝支部質問の2点目、自販連のいわゆる雇用書士の問題は、御要望のように致したいと考えております。

次に苫小牧支部から御質問の車庫証明報酬額の問題、これはある程度実績がついた後、基本的には5,000円ということを出してあります。しかし、現在のところ札幌支部で扱っている金額を各ディーラーが対象にしていると思えますが、それは場所

的にも地域的にも差異があり、札幌の金額に500円或いは1,000円を上積みしているところもあります。小樽支部では1件につき500円を上積みしてやっておりますので、それぞれのセンターにおいてこのような方法で取り扱っていただいて結構でございます。それと各地区に特別委員会の委員がおりますのでよく連絡を取り合ってやっていただきたいと思えます。

**黒島議長** 日行連の副会長に先程の十勝支部長の発言に対して御答弁いただければ幸いと存じます。

**芳賀副会長（日行連）** 日行連の業務指導部会の担当副会長を致しております芳賀でございます。

先程の各支部の料金の相違点がありましたけれども、これは合意確認の際に5,000円という基本の料金ということで、各单位会の事情もあるだろうから良く話し合っていていただきたいということで合意に達しております。

残念なことに全国的には未だ13単位会が全く交渉ができない状況でございます。しかし、昨年9月の話し合いでは、自販連では全国支部に書面を出して各単会と折衝なさいということで、その写も貰っております。

ですからゴーサインが、既に出ておりますのでこの点については十分努力されていることと存じます。

それから現地確認の件ですが、この点については警察庁の規制課長との相談をまとめなければなりませんので、葛西運輸交通部長と私と会長の3名で私達の作ったものは厳密に現地確認をしているものであるから、確認調査を省略していただきたいという折衝を準備中ですが、これも実際にはなかなか困難だと思われま。

特に申し上げたいのは、今回の法改正により相談業務と代行業務ができるように明文化されました。

現在は省令の改正で自治省と合意に達しつつあります。代行業務をする上において合意点の一つの考え方として、まず行政書士の代行業務のできる全国統一的なものが必要で、今話し合いの最中でございますので、窓口に提出しても拒否されるようなこともなくなるのではないかと思います。

法規の改正解釈につきましては、日行連では顧問弁護士3名を頼んでおりますので、この人達を中心になって研究を致しており、今回改正の代行業務にしろ相談業務についても、弁護士法第72条に関係するのではないかとと思われるので、この方々が目下研究中でございます。

それから現地確認の件については、私の説明の不足の点は葛西副会長から補足していただきますが、とにかく今ミキリ発車をしているところでございますので何分よろしくお願い致します。

**黒島議長** 先程十勝支部の代議員の方から現地調査が行政書士に委嘱される見通しについてのお尋ねでしたが、日行連の副会長から極めて困難な情勢にあるという報告がありました。今後の推移については、本会の副会長を通じて情報を提供していただくということで、十勝の方の御質問を終わりたいと思えますがよろしいでしょうか。

**米倉支部長（十勝）** 確認をしたいと思えます。

さきほど佐々木副会長のお答えでは自販連のいわゆる雇われ書士に通知するということが、それは各支部のセンターに加入しなければ、業務をすることができないと解釈してよろしいですか。

**佐々木副会長** センターに加入するように勧告したいと思います。

しかし、これについても、いろいろと問題もあろうかと考えますので、特別委員会で検討し対処しようと思っておりますので了解願います。

**葛西副会長** これから申し上げることは、日行連の車庫証明業務の責任者として、日行連の55年度の計画、考え方を皆さんにお知らせ致します。

第1点は自販連との折衝でございますが、先程芳賀副会長が申し上げたとおり、大変友好的に話し合いの場が持てるようになり、これは一歩も二歩も前進したのではないかと思います。話し合いが円満にできるようになったことだけで、総てが解決できるとは思っておりません。今後は話し合いの中で、理解を深めながら、われわれの希望する方向にもって行きたいと考えております。

それから日行連の車庫証明に対する推進目標としては、今まで多くの目標を掲げて参りましたが、看板を掲げても実行がなければ何んにもならない。そういうことから今年国会対策、或いは関係官庁との折衝に全力を傾ける、それから各単位会に対しては自販連の各支部との折衝に専念していただく、しかし、どうしても折衝がうまくいかない場合は日行連に報告してもらい、日行連では責任をもってその解決にあたるということでもあります。

第2点は、窓口規制の問題ですが、従来も窓口規制をお願いしてございますが、この問題は一朝一夕には解決がつかないという見方をいたしております。そこでわれわれ行政書士が作成した書類については現地調査を省略していただく、すなわち現在警察署が安全協会に委託している現地調査は、行政書士の書いたものについては、調査を省いていただくということで、去る3月19日警察庁にお伺いをたて、その趣旨説明もしてございます。それから6月の日行連総会にこれを提案いたしまして、55年度の目標として、この問題の解決に総力を上げることで、只今芳賀副会長をはじめ業務指導部全員が、その心がまえでありますことを報告し説明を終わります。

**米倉支部長（十勝）** 行政書士の作成した車庫証明願については、調査を省略するということが、問題点のあるものまで省略されることのないように、どうか、その点を十分考慮していただくように、お願いいたします。

**豊島代議員（空知）** 一言だけ要望を申し上げます。

私は車庫証明のことについて随分、警察署長に話し合ったり折衝いたしましたが、ある署長は非常に熱心で熱意のある人で何回かお伺いしたところ、車庫証明の問題だけでなく、自賠責業務に関してまで言及し、行政書士の在り方について助言されたことがございます。

また、窓口規制のことでは一般住民に迷惑をかけることになるので、もっと行政書士が実績を上げたときに、その方向にもって行くことはやぶさかではないともいわれた。この方は非常に理解と熱意があるので、本会でもこの方に会ってもらおうよう要望します。

それから、自賠責業務についても車庫証明の二の舞にならないように、少なくとも各市町村内に一人でもよろしいから取り扱いできる書士をおくよう本会が指導することを強く要望して終わります。

**河合支部長（苫小牧）** 車庫証明業務の推進については委員会の様子が何時もトンネルで、支部長会議等で始めて分かるという状況でございます。それで55年度は委員会の開催結果は早く流してもらいたい。そうすることによって地区の委員にも連絡や相談をして支部の運営の円滑化を図って行きたいと思っております。

今までは全く地区委員からの連絡もなく、地域の実情によってやれといわれても仲々そうは行きませんので、その点について執行部の見解なりを具体的にお聞きしたいと思っております。

**佐々木委員長** お答え致します。

委員会で協議・議決されましたことについては、速報や文書に出すようにします。委員には全道各陸運事務所所在地の中から選出しておりますので、その委員とよく連絡をとっていただくということ、そしてこのことについては私共の方でもよく連絡・協議をいたしまして、只今のお話のようなことのないようにやっていきますので御了承いただきたいと思っております。

**後平代議員（札幌）** 来年度の総会についての要望でございます。それは折角会議をやっても時間に制約されて質問の時間がなくなり、なんのための総会かその意味がなくなると思っておりますので時間的にもう少し余裕をもってやっていただきたいということ。それから行事、或いは会議の日程等も会報等に登載して会員に知らせるということも一つの方法かと思っておりますので、これは企画部の方をお願いいたしておきます。

それから、これは議長をお願いいたしますが、少数意見というものも非常に大事なことだと思っておりますので、この点も十分考慮していただきたいと思っております。これは要望ですのでよろしく願います。

**黒島議長** 後平代議員からの要望が執行部と議長によせられておりますので、それぞれの立場で十分尊重したいと思っております。

**五十嵐代議員（札幌）** 只今の会則の変更でございますが、さきほど札幌支部長からお話しがございましたように、札幌支部の春の総会ではそのように決まっております。決定したことについては、われわれも当然会員としてそれに従うべきであり、従ってまいります。ただし、さきほど会長からもお話しがございましたように、執行に当っては十二分に留意していただきたいと思っております。

それで私は2、3点ですが支部交付金、これは確かに札幌支部は増額されてはおり50何万円が増えております。

**黒島議長** 御発言中ですが、只今の御質問は予算審議の中でお願いしたいと思っております。

**五十嵐代議員（札幌）** 分かりました。

**黒島議長** お諮りいたします。すでに55年度の事業計画については質疑、御意見が出つくしたように思いますが、この辺で質疑を終りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

異議なしの声あり

**佐藤業研部長** 業研部の事業計画の中で専門部会の充実強化(1)の運輸交通部会に車庫証

明などとありますのは、車庫証明業務についても業務研修会等の開催をするということとここでここに載せてあります。これはミスプリントではございませんので御了承願います。委員会の名称についてはミスでございますので御指摘のように訂正いたします。

**黒島議長** 議案第5号について採決をとります。

一応、大多数の方が御賛成のようでございますので、皆さんの拍手をいただいて万場一致決定したいと存じます。

一同、拍手

ありがとうございました。

以上で議案第5号は万場一致で原案通り可決・決定いたしました。

議案第5号に対する意見については執行部は執行にあたって配慮されますよう特に議長から要請いたしておきます。

次に議案第6号昭和55年度一般会計収支予算について並びに第7号昭和55年度特別会計収支予算、第8号一時借入金についての3議案を一括上程いたします。

執行部の説明を求めます。

経理部長。

**高橋経理部長** 昭和55年度の収支予算でございますが、細部の数字の朗読を省略し、お手元にお配りした昭和55年度一般会計予算の構成を御覧ください。これは新年度予算の分析でございます。これによって予算の内容はあらまし御理解いただけると思うわけでございます。

また、予算書総括表には前年度予算との対比及び予算の伸び率を示してあります。それで、予算書には収入課目別に積算内容を詳細に掲げてございます。また、事業内容等の細部につきましては所管の各部長から、また、ここに書き切れないその他の分につきましては、それぞれ御質問によりお答えすることに致してと考えておりますので、甚だ簡単ながら昭和55年度予算の関係は以上でございます。

次に、一時借入金の問題でございますが、これは特別に災害等の場合以外は借入れをしないという方針でございます。しかし、どのような異変が起るやも分かりませんので、非常の場合に備えてこのように提案したわけでございます。

以上。

**五十嵐代議員（札幌）** 先程は失礼しました。それでは時間の関係上、全般的なものを略して直接の事項についてのみ質問致します。

支部交付金でございますが、総額で1,400万3,000円（代理出席特交を除く）でございます。これにつきまして3月末現在の会員数1,333名、会則変更により1,000円値上げによる本年度の会費は会員一人当たり4,000円の負担になります。

ところで、支部交付金は一人当たり10,504円となり、会員負担の23.3%が会員並びに支部に対する還元率となるわけですが、札幌支部の場合は、この割合が18.5%で約5%減少していることとなりますが、なんといっても会費の収入源の一番大きいのは札幌でございますので、予算執行につきまして何分一考していただきたい。札幌支部ばかりでなく、各支部とも今後この算出方法の見直しということで検討をお願いしたいと思います。

次に、昭和54年度は支部交付金の中に車庫証明特別対策費100万円が計上されておりますが、本年度は零となっております。聞くところによりますと、値上げ案が通れば捻出の方法もあるということですが、その辺の真意もお聞かせいただきたいと存じます。

次に、細かい点もありますが、それを省略して特別会計につきましては物品頒布事業でございますが、55年度予算によると3,899万円の収入をあげるために、仕入費、印刷工料、人件費、発送費等これは原価計算と思いますが、これを投入して1,929万円の赤字で、これは一般会計からの繰入でございます。前年度は125万円、今年度は185万円の繰入をすることで特別会計が成り立っているわけですが、収支のつぐなうような特別会計でなければいかんと思います。例えば、頒布事業は民間に委託するか、このようなことも一つの方法でないかと思います。今すぐとは申しませんが、前進的に御検討いただければ幸いに存じます。以上です。

**上家代議員** 原案に賛成しながら意見を申し上げたいと思います。

第1に先程会費の値上げが決定され、いろいろと詳細に理由が述べられましたが、総てがこのような事情にあるんだから止むを得ないということですが、それでは本会はどのように努力したということをお知らせしなければならぬのではないかと考えております。

この総会において具体的に説明することは困難であろうかと存じますから、来年の定時総会に向けて本会の体質的な改善、これを今後の会運営に当り相当考えていかなければならない時期に来ているのではないかと考えますので、今後の会務執行に当ってその面も深く留意していただきたい。

第2点は、例えば支払命令手続きで債権総額107万円、これに要する費用は56万円計上されております。会の規則は会員として守らなければならないのは当然であり、何等かの方法をとらなければならないと思いますが、もう少し合理的で、しかも会員の信頼感を失わないような方法の中で今後手掛けて行くことも必要でないかと思えます。

第3点は、各支部の交付金の問題です。札幌支部の御意見も非常に大切だと思えますし、本会が出されております交付金の基本的な概念は私達賛成をしたいと考えております。

それからもう一つ、支部交付金は次年度からは増額の方向に持って行くように努力すべきであると考えます。

日行連に出す経費の割合は11%であり、支部に交付されるものは21%、こういう数字になっており、実際に活動するのは支部の段階でありますから、全部とまではということではなく、全体から見で合理的な組織の運営を図ることもなければ将来大きな支障を来たすと思えます。

以上3点につきよろしく配慮願います。

**黒島議長** 上家代議員の御発言は執行部に対する強い御要望でございますので、執行部においては十分意をもちいて執行に当たっていただきたいと思えます。

**大沢支部長（釧路）** 会員の品位保持の問題ですが、総務部長にお伺いします。

過般3年位前のことですが、綱紀委員会にかかって一応この会員には改善勧告が出されているが、その会員は勧告に何等従わないで現在にいたっている。その会員の実際はその事務所に常時いないわけで改善勧告がなされ相当期間が経過しているが、事務所には専ら補助者のみが執務しております。最近2件程市民から仕事をお願いしたけれども、あそこでは用事が足りない、金も払っているが、さっぱりやって貰えないという苦情がございます。こういうことでは支部会員の統制上非常に支障がありますので、早急にそして厳正な態度で処理に当たっていただきたいと思ひます。

もう一つは、役員の旅費の件ですが、役員各位は増額してくれといひ出せないと思ひます。今回、会費が増額されたので、それを上げれといひわけではございませんが、本会の旅費規定はあまりにも安過ぎるのではないかとと思ひます。当支部では本会の用務で役員が出張した場合は、その差額を支給しており、支部の財政負担も嵩むこととなりますので、本会の旅費を増額していただければ支部もそれだけ楽になります。これも一つ考慮に入れて来年度の総会に向って準備を進めていただきたい。

以上です。

**黒島議長** ここで総括的に会長から発言をいただき関係の議案の採決に移りたいと思ひます。

**榎波会長** いろいろ貴重な御意見をいただきありがとうございました。

支部交付金の配分問題、これは例えば根室とか宗谷とか遠い所では電話料も高くなるだろうし、旅費も相当高くなるということ、それに支部の集まりをするにしても非常に経費もかさむだろうということもあり、支部交付金をきめる場合、一定の交付方式を作るべきでないかという監事の御指摘もございまして、このような方法で作ったわけございまして、汽車賃もかからない、市外通話もかからないという点から見ますと、どうしても札幌の場合は歩が悪いという算定結果が出てきたりすると思ひます。

一面先程もお話しが出ましたが、遠い所では余程うまくやってもらわないと、われわれの方では困るという意見もあるわけございまして、これにつきましてはもう一度十分考えなおして見ようという考えをもっております。しかし、お互いに無理をいわないようにしていただかないと遠い所も近い所もいろいろ事情があるわけです。

次に本会の旅費のことですが、先程大沢支部長からお話しがございましたが、支部から差額支給を受けられる役員はよいとしても、支部から出ない本会の役員もいるわけ、実際に本会の役員は犠牲になっていることは事実でございますから、これも検討しなければなりません。それから車庫対策の支部交付金を今年は盛り込んでないということは、その通りでございますが、今後の理事会等で十分検討させていただきたいと考えております。

なお、皆さん方をお願いしたいのは、ここに提出した予算案は私の方では相当厳密に検討を重ねて作り出した予算でございますが、やはり若干は片方で余って片方で足りないということも考えられますので、その補正につきまして支部長会なり理事会なりに御一任願ひまして枠内での執行はよろしいと御承認をいただきたいのでございませぬ。

今日は本当に熱心に皆様から貴重な御意見等をいただき、私共はこれを十分ふまえてその御希望に添うべく努力するつもりでおります。

**黒島議長** 只今議員6号、7号、8号については会長より総括答弁がございましたのでこれをもちまして質疑、意見を終結いたしたいと思ひます。御異議ありませんか。

会場より異議なしの声あり

ありがとうございました。

御異議がありませんので、これより直ちに第6号議案、第7号、第8号議案の採決に移りますが、補正予算については支部長会の意見を聞いて理事会で決定するという附帯決議を併せてお願いしたいと思ひます。

お諮りいたします。只今の附帯決議を付して議案第6号、第7号、第8号の3議案については全員一致でこれを決定したいと思ひますが、御異議ありませんか。

会場より異議なしの声、拍手

ありがとうございました。

議案第6号、第7号、第8号につきましては万場一致で原案通り可決いたしました。

**伊藤副議長(札幌)** 本日の定時総会に当り各地域の代議員の皆様御熱心なる御意見や御要望をいただき誠にありがとうございました。

本日の御意見等を集約し、本会執行部に強力に働きかけをいたしまして皆様の御期待に添うべく努力をいたすつもりでございます。本日のこの定時総会にあたり皆様の御協力に対し深く感謝申し上げます。お礼のことばといたします。

## VI 閉会のことば

副会長 佐々木 四郎

本日は30周年記念式典に始まりまして休む間もなく定時総会に移行しましたが、その総てを滞りなく無事終了しましたことは支部長さんはじめ各代議員の皆様御熱心なる御審議と御協力によるものであり、深く感謝申し上げます。

執行部におきましては、本日のこの御意見なり御要望なりを十分認識いたしまして執行に万全を期していきたくと思っております。

今後、皆様方には何かとお世話になります。よろしく御願ひ申し上げ誠に粗辞ではございますが、閉会の言葉といたします。

万場拍手

以上

第1号議案 昭和54年度事業報告について

昭和54年度事業について次のとおり報告します。

〈総 務 部〉

1. 諸会議の開催

( ) 内は主要議題を示す。

- (1) 総 会
  - 昭和 54. 5. 31 北海道自治会館 (第20回定時総会)
- (2) 支 部 長 会
  - 昭和 54. 4. 29 北農健保会館 (総会提出議案)
  - " 54. 8. 11 雪印健保会館 (顕彰規程、法制定30周年行事、車庫証明)
  - " 55. 3. 8 北農健保会館 (55年度事業計画及び予算案、車庫証明)
- (3) 理 事 会
  - 昭和 54. 4. 30 北農健保会館 (総会提出議案、規程改正)
  - " 54. 5. 10 " (顕彰事業)
  - " 54. 6. 11 雪印健保会館 (常任理事の互選、各部担当理事の決定)
  - " 54. 8. 12 片岡ビル (顕彰規程の整備、法制定30周年行事、車庫証明)
  - " 54. 10. 22 北農健保会館 (55年度事業計画試案、車庫証明推進機構)
  - " 55. 3. 9 雪印健保会館 (55年度事業計画及び予算案、車庫証明)
- (4) 支部長会・理事会合同会議
  - 昭和 54. 5. 10 北農健保会館 (支部長会要望事項、役員の改選方法)
- (5) 役員・綱紀委員会議
  - 昭和 54. 6. 11 雪印健保会館 (会務執行の基本方針、日行連総会対策)
- (6) 常 任 理 事 会
  - 昭和 54. 4. 14 片岡ビル (総会提出議案、車庫証明業務対策)
  - " 54. 7. 19 " (法制定30周年行事、資金カンパ、車庫証明)
  - " 54. 9. 6 雪印健保会館 (日行連と北海道地方本部との協議会、雇用書士対策)
  - " 54. 11. 22 北農健保会館 (車庫証明対策特別委員会の設置、日行連顧問の推薦)
  - " 55. 1. 19 片岡ビル (55年度事業計画及び予算案、車庫証明推進対策方針)
  - " 55. 3. 25 " (55年度事業計画及び予算案の調整)
- (7) 正副会長会議
  - 昭和 54. 12. 24 片岡ビル (55年度会務運営基本方針、事務局職員の昇給)

(8) 監 査

- 昭和 54. 4. 21 本会事務局 (決算監査)
- " 54. 9. 26 さっしんビル (会務執行) } (中間監査)
- " 54. 10. 27 本会事務局 (予算・出納) }
- " 55. 3. 24 本会事務局・片岡ビル (予算執行) } (決算予備監査)
- " 55. 3. 14 本会事務局 (出納事務) }

(9) 行政書士登録資格審査委員会

		(審査件数)	(適格件数)	(不適格件数)	(再審査件数)
昭和 54. 4. 10	片岡ビル	18	18	0	0
" 54. 5. 9	"	19	19	0	0
" 54. 6. 8	本会事務局	4	4	0	0
" 54. 7. 10	片岡ビル	19	19	0	0
" 54. 8. 9	"	12	12	0	0
" 54. 9. 10	"	8	8	0	0
" 54. 10. 9	"	18	18	0	0
" 54. 11. 7	"	6	6	0	0
" 54. 12. 11	"	30	30	0	0
" 55. 1. 18	本会事務局	3	3	0	0
" 55. 2. 13	片岡ビル	15	15	0	0
" 55. 3. 12	本会事務局	8	8	0	0
		(160)	(160)	(0)	(0)

(10) 綱紀委員会関係

- 昭和 54. 4. 23 本会事務局 (綱紀問題総括)
- " 54. 6. 11 雪印健保会館 (綱紀委員会議)
- " 55. 3. 27 片岡ビル (雇用書士対策、会員綱紀問題)

(11) 日行連関係

- 昭和 54. 6. 29 静岡県 (日行連定時総会)
- " 54. 9. 11 東京都 (地方協議会長会及び会長会)
- " 54. 10. 19 静岡県 (全国事務局長会議)
- " 54. 11. 22 北海道 (日行連と北海道地方本部との協議会)

(12) 法制定30周年記念事業関係

- 昭和 54. 11. 10 本会事務局 (記念誌編集)

- 昭和 54.12. 5 本会事務局 (記念誌編集)  
 " 54.12.20 " ( " )  
 " 55. 1.20 片岡ビル (回顧座談会)
- 13 総務部会
- 昭和 54. 4.13 片岡ビル (総会提出議案)  
 " 54. 6.21 " (事業計画の推進、業務分担、30周年記念行事)  
 " 54. 7.16 " (顕彰規程、30周年行事)  
 " 54. 8.31 " (規程の改正、対話集会の推進)  
 " 54.10.29 " (55年度事業計画項目、雇用行政書士対策)  
 " 54.12. 1 " (雇用行政書士対策 (監察部長、在札網紀委員出席))  
 " 54.12. 7 " (顕彰該当者の調査)  
 " 55. 3.19 " (法制定30周年記念式典及び定時総会準備)

2. 事業計画の実施

(1) 対話集会の開催

対話集회를次の3ブロックで開催し、会員の意見を会務に反映するよう努めた。

(前年度と併せ全道一円の対話集会完了)

開催時期	開催地	参集範囲	出席人員	出席率	本会側出席者
54. 9. 6	札幌市	札幌 } 小樽 } ブロック 空知 }	札幌 53 } 小樽 4 } 65人 空知 8 }	10.4%	会 長 副 会 長 各 部 長
54. 9. 7	函館市	函館ブロック	32人	28.8%	
54.10.13	釧路市	釧路 } 十勝 } ブロック 根室 }	釧路 25 } 十勝 10 } 38人 根室 3 }	19.1%	

(2) 品位の保持

品位保持について会報に掲載し、会員の理解と協力を求めた。

(3) 行政書士名簿の整備

行政書士名簿の整理を進め119名の登録まっ消と原簿の整備を行った。

(4) 他士業団体との連絡協調

当番団体の都合により有資格者団体協議会の開催が翌年度へ繰り延べになり実施できなかった。

〈経 理 部〉

1. 健全財政の確立

収入面では入会人員及び登録人員の減少により、入会金、登録手数料の大幅な減収が予想され、支出面では諸物価の高騰、車庫対策特別交付金及び30周年記念行事準備経費等捻出のため、実行予算を組み極力支出の抑制に努力した。特に、本会財政の主軸をなす会費徴収に重点をおき、大口滞納者に対する支払命令手続きと会費納入催告の成果が年度末に至って実現し、会費収入は当初予算を上回る結果となった。このため予想外の繰越額も生じ、どうにか健全財政を保持することができた。

2. 滞納会費徴収対策の推進

滞納会費の催告を反覆して行ったほか5万円以上の滞納者13名(滞納額107万4,000円)に対し支払命令の措置を講じ滞納整理に努力した。概要は次のとおりである。

支払命令手続きと進行状況

支部名	支払命令手続き 人員及び金額	進 行 状 況				
		納 入 済	異議申立	仮執行宣言手続	支払期限未到来	一部納入者残額
札幌	6名 428 <small>円</small>	3名 194 <small>円</small>	2名 159 <small>円</small>	1名 72 <small>円</small>	- <small>円</small>	未納 1名 3 <small>円</small>
函館	3名 291	1名 45	1名 141	-	1名 72	分割払残 1名 33
空知	1名 90	-	-	-	1名 90	-
旭川	1名 78	-	-	-	1名 78	-
釧路	1名 57	-	-	-	1名 57	-
根室	1名 130	-	-	-	1名 130	-
計	13名 1,074	4名 239	3名 300	72	1名 427	2名 36

注 納入済には、一部納入者を含む。

3. 部会の開催

- 昭和 54. 4.13 片岡ビル (会費、旅費に関する会則、規程・予算及び決算)  
 " 54. 7.13 " (事業計画の推進・総会時意見の検討)  
 " 55. 1.18 " (会費滞納者の支払命令・55年度予算)  
 " 55. 3.19 " (55年度予算原案の調整)

**< 企 画 部 >**

**1. 報酬額運用要領の改定**

報酬額の改正に伴い「報酬額の運用要領」を全面的に改正し、全会員に配付した。(業務研修部共管)

**2. 法令の研究、業務の改善等の企画立案**

- (1) 法令等の改正による会員への通知は、会報に登載して周知を図った。
- (2) 「行政書士業務講義」を編集した。(業務研修部共管)
- (3) 「行政書士必携」及び「行政書士の業務講義」に検討を加えて加除録を作成し、全会員に配付した。

**3. 「会報」の発行**

会報は、業務資料の登載に重点をおき計画どおり隔月発行を行った。

**4. 行政事務手続き無料相談**

行政事務手続き無料相談の実施を推進し、開催支部に助成金を交付した。  
実施状況は次のとおりである。

区分	実施支部	実施時期	実施場所	周知方法	相談員数	主な相談件数
通年	函館	毎週金曜日	函館市民相談室	市公報 ラジオ テレビ	毎週1名	交通事故1、民事15、国土1 風俗衛生1、年金3、農地1 税3
随時	釧路	昭和54.9.27(休) 10時～16時	釧路市役所 ロビー	広新公告 新聞 看板	支部長他 6名	年金2、農地2、民事9、 交通事故3、その他13
	十勝	昭和54.10.16(火) 10時～16時	藤丸デパート 7F	広告 チラシ 看板	支部長他 12名	民事6、運輸3、自賠責5、 労務11
	宗谷	昭和54.11.16(金) 13時～16時	稚内市 海員会館	看板	支部長他 1名	雇用4、年金7

**5. 年計報告等の分析**

前年度年計報告及び同附帯調査を分析し、会報114号に掲載した。また、各支部別の状況は支

部へ通知した。

**6. 啓発普及**

行政書士の業務を北海道新聞に2回掲載(54年10月下旬、54年11月下旬)し広告した。

**7. 労務提出代行問題活動**

- 昭和54.11.7 本会事務局 (打合せ会議)
- 〃 54.11.7 道労働部 (窓口規制の解除折衝)
- 〃 54.11.15 本会事務局 (社労士会役員申入れ)
- 〃 54.11.27 労働省 (窓口規制の解除折衝(会長上京))
- 〃 54.12.6 札幌職安 (窓口規制の解除折衝)
- 〃 54.12.11 片岡ビル (札幌支部との打合せ会議)
- 〃 54.12.18 札幌職安 (窓口規制の解除折衝)
- 〃 55.3.7 道労働部 (職安窓口職員による規制の是正要望)

**8. 部会その他**

- 昭和54.6.23 婦人文化会館 (事業計画の分担)
- 〃 54.9.27/28 静岡県 (全国広報担当者会議)

**< 業 務 研 修 部 >**

**1. 専門部会の充実強化**

各部会は、次の役員が担当して業務の研究と確保に対応し、業務資料の作成等に当たった。

部 会	担 当 理 事	担 当 部 長 委 員
運輸交通部会	能勢理事	山本明委員 渡辺明理事
建設農地部会	南理事	佐藤三千三理事 能勢理事
風俗衛生部会	佐藤三千三理事	深谷常任理事 小田桐委員
労務部会	橋本理事	安藤寿建委員 堂前友吉委員 中川宏熙委員
民事部会	平賀理事	米屋智委員 三浦清一委員
経理部会	染川理事	長谷川寿延委員
車庫証明部会	佐藤兆昭 部長	

2. 業務研修会の推進

(1) 支部研修会の開催状況

昭和 54. 9. 29	札	幌	(雇用保険、労働基準法、労働安全衛生規則)
" 55. 3. 1	"	"	(車庫証明)
" 55. 3. 24	"	"	(行政書士法のしくみ、法律と生活について)
" 54. 5. 19	函	館	(自賠責)
" 54. 6. 15	"	"	(行政相談の知識)
" 54. 7. 23	"	"	(建設業許可申請)
" 54. 9. 29	"	"	(行政書士業務)
" 54. 11. 17	"	"	(建設業許可と変更届)
" 54. 12. 17	"	"	(民法(契約編))
" 55. 2. 3	"	"	( " ( " ))
" 55. 2. 23	"	"	( " (相続編))
" 55. 2. 24	"	"	(車庫証明)
" 55. 3. 22	"	"	(民事(相続))
" 54. 10. 6	小	樽	(財務諸表、建設業許可申請)
" 54. 10. 20	"	"	(自賠責)
" 54. 6. 30	空	知	(風俗衛生)
" 54. 9. 21	"	"	(車庫証明、車検登録業務)
" 54. 11. 15	"	"	(保健衛生法令及び許可手続)
" 55. 3. 2	"	"	(車庫証明、経理の基礎的知識)
" 54. 7. 25	旭	川	(登録、免許申請書作成業務)
" 54. 8. 11	"	"	(雇用保険、民事(相続))
" 54. 8. 22	"	"	(自賠責、任意保険査定基準)
" 54. 9. 7	"	"	(車庫証明、建築確認申請書作成業務)
" 54. 9. 14	"	"	(社会保険、協同組合設立)
" 54. 9. 27	"	"	(行政書士法と会則、㊦報酬額運用要領)
" 55. 3. 14	"	"	(車庫証明業務の基本的推進対策)
" 54. 11. 20	留	萌	(国土法、開発行為申請)
" 55. 2. 15	宗	谷	(厚生年金社保の適用について)
" 55. 3. 27	"	"	(改正労災保険)
" 54. 12. 1	網	走	(国土利用法)
" 55. 1. 26	"	"	(公正証書作成、行政書士法)

昭和 55. 3. 27	網	走	(車庫証明)
" 55. 1. 25	室	蘭	(公証人役場関係)
" 55. 2. 26	"	"	(車庫証明)
" 55. 3. 18	"	"	(建設業許可申請)
" 54. 10. 27	苦	小 牧	(風俗営業、飲食業許可申請手続)
" 54. 12. 1	{	"	(公証制度と公証手続事務)
" 55. 3. 27	"	"	( " (日高と合同) )
" 55. 3. 27	"	"	( " ( " ))
" 55. 3. 27	"	"	( " ( " ))
" 54. 9. 22	十	勝	(農地法)
" 54. 9. 29	"	"	(会社設立)
" 54. 10. 20	"	"	(自動車保険請求)
" 54. 10. 27	"	"	(車庫証明、自動車登録)
" 54. 11. 17	"	"	(雇用保険関係)
" 55. 2. 16	"	"	(車庫証明)
" 55. 3. 27	"	"	( " ( " ))
" 54. 7. 7	釧	路	(権利義務、事実証明関係書類基礎知識)
" 54. 7. 25	"	"	(風俗営業許可申請実務)
" 54. 9. 27	"	"	(自賠責)
" 55. 2. 23	"	"	(公正証書作成の基礎知識と事例)
" 55. 3. 22	"	"	( " ( " ))
" 54. 7. 14	根	室	(民法(債権))
" 54. 7. 29	"	"	(自賠責、車庫証明)
" 54. 9. 15	"	"	(民法(所有権の限界と所有権の取得、不法行為))
" 54. 10. 20	"	"	(商法(銀行取引法諸問題))
" 55. 2. 10	"	"	(民法、刑法)
" 55. 3. 2	"	"	(民法(破産法))

(2) ブロック研修会の開催状況

月 日	ブロック別	会 場	内 容
昭和 54. 11. 29	第3ブロック (札幌、小樽、空知)	札幌教育文化会館	河川法、建設業法
昭和 55. 1. 26	第2ブロック (苫小牧、室蘭、日高)	苫小牧市市民会館	車庫証明

(3) 全道新入会員研修会の開催状況

年月日	会場	内容
昭和 54. 9. 13 14	札幌市定山溪 溪流荘	新入会員59名が参加して下記のとおり研修会を開催した。

日時	科目	講師	日時	科目	講師
13日 9:00~10:00	受付		15:30~17:00	農地申請・届出	能勢、南 各業研部員
10:00~10:20	開会・日程説明	佐藤 業研部長	17:00~18:30	入浴・夕食	
10:20~12:00	行政書士法・ 行政書士心構	阿部 総務部長	18:30~20:30	グループ別自由討議	各講師
12:00~13:00	昼食・休憩		14日 9:00~11:00	借地借家法	平賀 業研部員
13:00~14:00	報酬額運用要領	下国 企画部長	11:00~12:00	質疑応答(全般)	各講師
14:00~15:30	建設業許可申請	佐藤(三) 業研部員	12:00~12:10	修了証授与・閉会	

3. 業務資料の発行

本会会報(行政ほっかいどう)に各種業務資料を登載したほか次の業務資料を作成し配付した。

- (1) 報酬額表(事務所掲示用)
- (2) 報酬額の運用要領
- (3) 行政書士の業務講義
- (4) 車庫証明と自動車の登録
- (5) 農地法手続根拠法令一覧
- (6) 労働保険・雇用保険手続きの手引き

4. 部会の開催その他

- 昭和 54. 6. 23 婦人文化会館 (部会)
- “ 54. 8. 23 静岡県 (全国業務指導担当者会議)
- “ 54. 10. 9 北農健保会館 (専門部会)
- “ 55. 2. 12 本会事務局 (業務資料作成担当責任者会議)

〈監 察 部〉

職域の確立と非行政書士の排除

1. 支部監察担当者連絡会議

昭和54年8月10日、札幌市さっしんビルにおいて、支部長・支部監察担当者・監察部理事による連絡会議を開催し、監察事業計画・監察強調月間の設定・監察情報交換等監察業務推進対策について協議した。

2. 関係官公署並びに諸団体への啓発活動及び折衝

(1) 本会の活動

- 昭和 54. 10. 4 北海道商工会連合会長あて、商工会が建設業許可申請書等を作成して手数料を徴収することは行政書士法違反となる旨末端浸透を図り、職員が個人的立場において同様の行為をすることについても法違反であることの徹底を期するよう依頼した。(提出文書 別記1参照)
- 昭和 54. 10. 23 北海道農務部長に対し、農地法に基づく申請書・届書を非資格者が作成しないよう会員証の提示を求める等違反行為の防止方道へ出向き要請した。  
(携行文書 別記2参照) (佐藤副会長、豊田監察部長)
- 昭和 44. 10. 23 北海道土木部長に対し、建設業許可手続に関し行政書士法の違反防止方道へ出向き要請した。(携行文書 別記3参照)  
(佐藤副会長、豊田監察部長)

(2) 支部の活動

監察活動強調月間中支部においては、行政書士業務の理解を求めるとともに法違反防止について協力を求めるためポスター、チラシ、要望書を携行して市町村、同農業委員会、警察署、保健所、商工会等を役員が分担して訪問し、非行政書士の排除についてキャンペーン活動を展開、協力を求めた。(各支部の実施状況 別記4参照)

3. 違反事実の実態は握とその処置

(1) 函館支部における非行政書士の告発活動とその経過

昭和54年5月下旬、函館市新川町に宮腰労働行政事務所が開設され、事務所の構えは市内でも人目を引く立派なものであった。同事務所の開設案内状が函館市内及び渡島支庁管内の事業所に配布して活発な動きをみせはじめた。

函館支部では、会員名簿にない者が大膽に開業したのを不審に思い、支部長以下の役員が同事務所を訪問したところ、顧問及び建設課長ほか数名の職員が在所して本会会員と称す

る宮越大作は不在であった。

この宮越は、未登録、未入会のニセ書士であることを本会と連絡の上確認したので支部役員会議に附した上、同年6月6日付け、行政書士法第19条違反被疑事件として函館支部長名で函館中央警察署長あて告発状を提出した。

その後も宮越の所在は分からず経過しているが、前記顧問は、以前に本会の会員として開業歴があり、本春退会したのち消息を断っていたものであった。職員9名を使用するこの事務所の責任者宮越は架空の人物であったのか、スポンサーであったのか、未だに分かっていない。

同年6月12日付け、顧問の元会員から入会届が本会に提出された。添付書類の不備で整備に手間どり、ようやく書類が完備したものの、旧事務所の現状を調査したところ、大きな看板を掲出したままでビルの管理人も困っているとの回答に接した。そのままでは行政書士の事務所が外形上2カ所になるので旧事務所の看板を撤去するまでは入会届は受理できないと拒否した。その後本人から旧事務所の看板の表示まっ消の報告があり、本会で確認の上入会届を受理した。(届出後約3週間経過)

昭和54年6月末、某建設会社から昨年暮に建設業許可更新を依来し証紙代10万円を支払ったが、行政書士の事務所が不在で連絡もとれず困っているとの苦情があり、この行政書士が宮越事務所を継承することとなった前記会員であったので早速本会では、その事実の有無等について文書回答を求めたところ、当該会員は突如行方不明になり、受託業務の処理に困った同事務所では函館支部に救済を求めてきた。

同年7月16日同事務所は明け渡しとなり、同年12月7日退会届が本人から郵送されてきたが、現在に至るも本人の消息及び事の真相は不明のまま推移している。本会では、潜行して不法に業務を行うことを懸念し、同年10月17日それまでの情報を各支部に通知した。

#### (2) その他通報による本会支部の処理

- 札幌支部 監察通報に基づいて現地調査を行い本会に報告、本会では1件に警告書を送付、再調査2件を支部に依頼し継続中である。
- 根室支部 退会者の標札掲示に対し警告を行い撤去させた。
- 空知支部 非行政書士による建設業の業務誘致通報を本会に行い、本会で調査中に関係者が死亡したので不明のまま終結した。
- 本会 「建設業許可代行」の看板掲出について某法人に対して文書回答を求めたが、回答がなく継続している。

#### (3) 広報掲載

“さるふつ”、“るもい”、“しらおい”

#### (4) 他士業との話し合い

昭和55.3.27 網走支部では、社労士会北網支部と建設業許可等非行政書士行為の排除につ

いて話し合い、相互に意見の交換が行われ有意義であった。

#### 4. 監察担当理事の業務及び支部分担

業 務	支 部	担 当	
関 係 官 公 署	旭川、宗谷、留萌	佐 藤 副 会 長	
	網走、十勝、釧路、根室	豊 田 監 察 部 長	
有資格者 団 体	司法書士 土地家屋調査士	函館、室蘭	石 村 理 事
	税 理 士 社会保険労務士	苫小牧、日高	佐々木 理 事
そ の 他 諸 団 体	小樽、札幌、空知	能 勢 理 事	

#### 5. 部会その他

- 昭和54.7.6 部 会 さっしんビル (事業計画推進協議)  
" 54.8.24 日行連会議 静岡県 (全国監察担当者会議)  
豊田監察部長、佐々木理事  
" 55.3.26 部 会 本会事務局 (55年度事業計画協議)

#### 【別記1】

北 行 第 2 2 5 号  
昭和54年10月4日

北海道商工会連合会  
会 長 金 子 喜 代 治 殿

北海道行政書士会  
会 長 榎 波 弥 一 郎 印

建設業許可申請等の事務取り扱いについて

商工会が建設業許可申請書を作成して手数料を徴収することは、行政書士法違反となる旨行政解釈が示されてから、貴職は昭和53年3月3日付け、53道商工連(指)第137号をもって各商工会長あてにその解釈と運用について通知されました。

しかしながら、前記通知の趣旨が未だ、末端には浸透していないのではないかとすることをしばしば耳にしています。

つきましては、再度文書によりあるいは諸会議等の機会に建設業許可申請書等官公署に提出する書類、権利

義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を反覆して作成し、何らかの報酬を得ることは違法であり、たとえ職員が個人的立場において行ったとしても同様であることを徹底されますよう特段の御高配をお願い申し上げます。

〔別記2〕

北行第235号  
昭和54年10月23日

北海道農務部長  
厚海忠夫殿

北海道行政書士会  
会長 榎波 弥一郎 印

農地法に基づく許可申請書等の作成について

平素格別の御指導をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、士業界における非行政書士行為の排除活動につきましては、それぞれの士業と関連の深い例えば司法書士の業務については法務局、税理士の業務については税務署、社会保険労務士の業務については公共職業安定所等の窓口において規制を行っておりますので、この面に対して強い注意を払う必要はない現状でございます。

しかしながら、行政書士の業務は広般多岐にわたり関連する官公署の窓口も非常に多いため監察活動を強化しなければならない実態におかれておりますが、自主的活動には限界があり労多くしてその効果は極めて少ないので御協力をお願いしなければならない実情でございます。

官公署に提出する書類を反覆継続して報酬を得て作成することは、行政書士法第19条第1項の規定により本会に入会している行政書士に限られていますが、農地法に基づく各種の申請書又は届書を非資格者が作成している旨しばしば耳にするところです。

つきましては、再三不特定多数の上記書類を提出する者に対しては、本会の会員証の提示を求める等違反行為の防止方について窓口担当者の御協力を得よう特別の御高配をお願い申し上げます。

なお、行政書士法違反防止に関する北海道総務部長通知を御参考まで同封致します。



地方第1123号  
昭和51年10月20日

各市町村長殿  
各支庁長

北海道総務部長 印

行政書士でない者が行う諸届行為等の防止について（通知）

他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（司法書士法、土地家屋調査士法、建築士法等、他の法律で制限されているものを除く。）を作成することを業とする者は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条第1項の規定により、行政書士会に入会している行政書士でなければならないとされています。したがって、北海道行政書士会に入会している行政書士以外の者が反覆継続して報酬を得て書類の作成、届出等を行うことは、行政書士法に違反することになります。

つきましては、今後書類の受理に当たっては、法の趣旨に御留意の上御指導方よろしく御配慮願います。

（地方課行政係）

〔別記3〕

北行第236号  
昭和54年10月23日

北海道土木部長  
村田孝雄殿

北海道行政書士会  
会長 榎波 弥一郎 印

建設業法に基づく許可事務の取り扱いについて

このことにつきましては昭和51年11月1日付け、管理第729号をもって各支庁長あて通達される等非行政書士行為の防止について御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、士業界における非行政書士行為の排除活動につきましては、それぞれの士業と関連の深い例えば司法書士の業務については法務局、税理士の業務については税務署、社会保険労務士の業務については公共職業安定所等の窓口において規制を行っておりますので、この面に対して強い注意を払う必要はない現状でございます。

しかしながら、行政書士の業務は広般多岐にわたり関連する官公署の窓口も非常に多いため監察活動を強化しなければならない実態におかれておりますが、自主的活動には限界があり労多くしてその効果は極めて少ないので御協力をお願いしなければならない実情でございます。

つきましては、支庁の職員を招集して会議を開催の節に前記通達の趣旨を説明くださるとともに、再三建設業の許可申請書を提出する者に対しては、行政書士会の会員証の提示を求める等、適宜窓口での指導について特段の御高配をお願い申し上げます。



管理第137号  
昭和51年11月1日

支庁長殿  
（建設指導課経由）

土木部長 印

建設業法に基づく許可事務の取扱いについて（通知）

建設業法による許可の申請に際し、近時、建設業者等が、行政書士会に入会している行政書士以外の者に許可申請手続きを依頼し、許可までに相当の日時を要するなど建設業者が迷惑を受けているやに聞き及んでおります。

このような場合、別紙の10月20日付け地方第1123号総務部長通知にもあるとおり、行政書士以外の者が反覆継続して報酬を得て書類の作成、届出等を行うことに該当するときは、行政書士法違反となります。

つきましては、かかる事態の生じないよう十分に留意のうえ、建設業に係る事務処理の適正化について御指導方よろしく御配慮願います。

（管理課建設業審査係）

〔別記4〕

関係官公署、諸団体への啓発と折衝の支部活動状況

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
札幌	昭和54.9.5 昭和54.9.26	南警察署	西村支部監察部長 他5名
		西警察署 西区役所	
		北警察署 北区役所	
函館	昭和54.7.5	函館市農業委員会	黒島支部長、石村本会理事他2名
	昭和54.7.26	南茅部町役場、鹿部村役場 南茅部町農業委員会、鹿部村農業委員会	原副支部長他3名
	昭和54.8.16	森町役場、森町農業委員会、森町保健所 砂原町役場、砂原町農業委員会	安保副支部長他5名
	昭和54.9.5	戸井町役場、戸井町農業委員会 尻岸内町役場、尻岸内町農業委員会 楸法華村役場、楸法華村農業委員会	黒島支部長、石村本会理事他2名
小樽	昭和54.10.12	小樽市役所、小樽保健所、小樽警察署	松本支部長他2名
	昭和54.10.23	倶知安町役場、後志支庁	小林副支部長他1名
	昭和54.10.25	岩内町役場、岩内商工会	巨理副支部長他1名
	昭和54.10.29	余市町役場、余市町保健所、仁木町役場	青木副支部長他2名
	昭和54.11.6	管内15町村	文書、ポスター他添付郵送
空知	昭和54.10.8 昭和54.10.23	支庁、警察署、保健所、市役所、町役場、農業委員会、商工会議所等を訪問 岩見沢市、三笠市、栗沢町、美唄市、砂川市 奈井江町、浦臼町、滝川市、新十津川町、 深川市、芦別市、赤平市、歌志内市、栗山町 由仁町、上砂川町	土田支部長、能勢理事他11名
		旭川	昭和54.7.6 昭和54.7.10 昭和54.9.25 昭和54.10.31
留萌	昭和54.9.20	留萌市役所、遠別町役場、羽幌町役場	捻金支部長他3名
	昭和54.10.15	留萌市農業委員会	捻金支部長他1名
	昭和54.10.16	増毛町農業委員会	捻金支部長

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者	
宗谷	昭和54.11.6	稚内社会保険事務所	川村支部長他1名	
	昭和54.11.13	稚内労働基準監督署		
	昭和54.11.16	宗谷支庁(商工労働課、土木課)		
網走	昭和54.10.15 昭和54.10.31	丸瀬布町役場、丸瀬布町農業委員会 生田原町役場、生田原町農業委員会 湧別町役場、湧別町農業委員会 上湧別町役場、上湧別町農業委員会 白滝村役場、白滝村農業委員会 遠軽町役場、遠軽町農業委員会 佐呂間町役場、佐呂間町農業委員会	宮本担当委員長他5名	
		昭和54.10.23 昭和54.10.31	滝上町役場、興部町役場、興部警察署 雄武町役場、紋別市役所、紋別警察署 紋別保健所	今野支部長他3名
		昭和54.10.30 昭和54.11.20	北見市役所、北見市農業委員会、北見警察署 道警北見方面本部、北見公証人役場、 端野町役場、訓子府町役場、留辺蘂町役場、 置戸町役場	近江副支部長他7名
		昭和54.11.8 昭和54.11.12	網走支庁、網走市役所、網走市農業委員会、 女満別町役場、女満別町農業委員会、 常呂町役場、常呂町農業委員会、 東藻琴村役場、東藻琴村農業委員会	角田副支部長 本会佐藤理事他4名
	昭和54.8.27	室蘭市商工会議所、 輪西民主商工会、労働基準協会、 登別市技能者協会、登別市商工会議所	文書発送	
室蘭	昭和54.9.10	室蘭市役所	支部長、江良副支部長	
	昭和54.9.22	胆振支庁	支部長他2名	
	昭和54.9.26	警察署、労働基準監督署	支部長	
	昭和54.9.末	伊達市商工会議所、豊浦町商工会、 虻田町商工会、洞爺村商工会	文書発送	
苫小牧	昭和54.9.11	苫小牧市役所他、諸官公署 商工会議所等関係諸団体	文書発送(34通) “(45通)	
	昭和54.10.15 昭和54.10.16	諸官公署、市役所、町役場、警察署、保健所 税務署等 10カ所	支部長、副支部長 他4名	

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
苦小牧	昭和 54.10.26	社労士会、司法書士会、宅建協会、 土地家屋調査士会、建設業協会	支部長、副支部長 他 4 名
	昭和 54.10.31 昭和 54.11.1	穂別町、鶴川町、厚真町、管内行政書士不在 町村	支部長、副支部長 他 4 名
日高	昭和 54.11.1 昭和 54.11.30	様似町役場、えりも町役場 様似町商工会、浦河町役場 三石町役場、浦河警察署 三石町農協、静内町役場 新冠町役場、静内町商工会 新冠町商工会、新冠町農協 門別町役場、門別町農業委員会	金田支部長他 1 名
十勝	昭和 54.9.14	帯広土木現業所ほか 5 出張所 帯広保健所ほか 4 保健所 帯広警察署ほか 5 警察署 帯広開発建設部ほか 6 出張所 帯広市農業委員会ほか 19 町村農業委員会 帯広社会保険事務所ほか 11 諸官庁	支部監察担当理事
	昭和 54.9.17	十勝支部会員 (120 名) ・非行政書士の排除要請 ・職域侵害者の報告依頼 ・作成書類に職名ゴム印・押印の励行示達	
釧路	昭和 54.10.16	釧路支庁農務課	大沢支部長 前田副支部長
	昭和 54.10.23	釧路支庁建設指導課	大沢支部長 支部辰尾監察部長
	昭和 54.10.30	標茶町、弟子屈町役場、町農業委員会、 農協、商工会、警察署	大沢支部長、本会豊田 監察部長他 2 名
	昭和 54.11.5	その他市町村、農業委員会、商工会等に対し ては文書で依頼した。	前田副支部長他 1 名
根室	昭和 54.10.16 昭和 54.10.29	根室支庁振興課 根室警察署、中標津警察署 根室市役所、中標津町役場 中標津町農業委員会、農協 根室支庁・中標津合同庁舎 中標津保健所	山田支部長他 3 名

## 〈車庫証明対策特別委員会〉

### 1. 委員会の位置づけ

- (1) 任務は、車庫証明業務誘致対策の具体的方向づけと、そのための実践活動を行う。
- (2) 組織の構成は本会業研部担当副会長、業研部長、常任理事より 1 名、道内陸運事務所所在地より各 1 名 (7 陸運事務所) の 10 名をもって構成する。
- (3) 性格は、本会会長に直結することとし、その任務を遂行する。

### 2. 委員会の構成及び分担

#### 構 成 員

委員長	佐々木 四郎 (副会長)
副委員長	佐藤 兆昭 (業研部長)
"	伊藤 正敏 (札幌支部)
委員	深谷 秋之 (常任理事)
"	安保 幸雄 (函館支部)
"	染川 賢一郎 (旭川支部)
"	上家 俊雄 (網走支部)
"	腰山 寛 (室蘭支部)
"	上出 仁郎 (十勝支部)
"	大沢 清 (釧路支部)

(54年11月22日第4回理事会で任命、12月1日第1回特別委員会開催)

#### 分 担

##### 内 部 対 策

佐藤 兆昭 染川 賢一郎  
◎上家 俊雄

##### 外 部 対 策

佐々木 四郎 伊藤 正敏  
◎大沢 清 安保 幸雄

##### 長 期 体 制 対 策

深谷 秋之 腰山 寛  
◎上出 仁郎

(55年1月12日分担業務を決める。◎は主査)

### 3. 対策会議

昭和54. 7.28 片岡ビル (車庫証明専門部会)  
 " 54.12. 1 " (車庫証明対策特別委員会……対策方針協議)  
 " 55. 1.12 " ( " ……対策方針樹立)  
 " 55. 3. 7 " ( " ……外部対策小委員会開催)

### 4. 基本方針に基づく指導とディーラー交渉

内部態勢確立のため次のとおり実施し、併せて外部対策活動も行った。

昭和55. 1.26 苫小牧支部 (佐々木委員長)  
 " 55. 2.16 十勝支部 ( " )  
 " 55. 2.24 函館支部 ( " )  
 " 55. 2.26  
 27 室蘭支部 ( " )  
 " 55. 3. 1 札幌支部 ( " )  
 " 55. 3. 2 空知支部 ( " )  
 " 55. 3.14 旭川支部 (佐藤副委員長)  
 " 55. 3.27 網走支部 ( " )  
 55. 3.30  
 " ) 十勝支部 (佐々木委員長)  
 55. 4. 1

### 5. 啓発活動の推進

雑誌社の取材活動に協力し、ユーザー向け啓発活動を行った。

### 6. 札幌支部センターの活動状況

#### (1) 業務取り扱いセンター

昭和53年5月、センター発足時は市内4、市外2カ所であったが現在、業務取扱いは次の市内2センターで集約管理を行っている。

- ・白石、豊平センター 札幌市豊平区月寒中央通3丁目 稲田ビル3F
- ・東北センター 札幌市東区北22条東4丁目

#### (2) 業務受託契約関係

- ・自販連組織関係 3社
- ・中古販組織関係 6社
- ・中古未組織関係 6社
- 計 15社

### (3) 取り扱い業務件数

昭和54年度業務取り扱い総件数2,778件、月平均231件であった。各月の受入数は多少のバラつきがあり、一般に冬枯れ時期といわれる1月～3月にむしろ取り扱い件数は増加の傾向を示し、将来の展望が期待される。

#### 各月別受注件数

センター別	月別	54年	5	6	7	8	9	10	11	12	55年	2	3	計
		4									1			
白石・豊平		74	152	159	202	135	229	201	181	109	149	227	373	2,191
東北		20	42	51	79	56	74	52	47	40	28	38	60	587
計		94	194	210	281	191	303	253	228	149	177	265	433	2,778

#### (4) 業務配分及び移送状況

区分	札幌 白石・豊平	札幌 東北	札幌 中央・西	札幌 南	管外地方 センター	総取り 扱い件数
配分・移送件数	1,634	559	305	246	34	2,778

第2号議案 昭和54年度決算報告について  
 会則第75条の1項の規定により承認を求めます。

昭和54年度一般会計収支決算

収 入

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	予算現額	調 定 額	収入金額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に 対する増減	説 明
1 会 費		46,842,000	46,704,000	46,704,000	51,904,900	48,002,005	74,000	3,828,895	1,298,005	
(1) 現年度分	現年度分	44,562,000	44,562,000	44,562,000	47,538,000	45,603,030	0	1,934,970	1,041,030	収納率 95.9% 45,603,030円
(2) 滞納繰越分	滞納繰越分	2,280,000	2,142,000	2,142,000	4,366,900	2,398,975	74,000	1,893,925	256,975	死亡者欠損処分 4名分 74,000円 収 納 率 55.9% 2,398,975円
2 入 会 金	入 会 金	4,670,000	3,770,000	3,770,000	4,070,000	4,070,000	0	0	300,000	67名×20,000円+91名×30,000円 = 4,070,000円
3 手 数 料	登録手数料	1,800,000	1,440,000	1,440,000	1,590,000	1,590,000	0	0	150,000	159名×10,000円 = 1,590,000円
4 助 成 金	道助成金	2,700,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	道研修事業補助金 2,900,000円
5 繰 越 金	前年度繰越金	5,885,000	5,885,000	5,885,000	5,885,809	5,885,809	0	0	809	前年度繰越金 5,885,809円
6 雑 入 雑 入		300,000	707,000	707,000	755,186	755,186	0	0	48,186	日行連交付金 300,000円、 総会祝儀 45,000円、預金利子 89,275円、 図書雑誌手数料 115,700円、タイフ雑誌 手数料 4,000円、共済年金手数料 24,000 円、新日本法規発送負担分 66,100円、あ てな印刷使用料 15,000円、支払命令手続 費用 8,225円、督促郵便料収入 6,540円、 通話料 4,422円、コピー使用収入 13,300 円、会社組織テキスト頒布収入 21,160円、 物品売払収入 12,584円、その他 29,880円
合 計		62,197,000	61,406,000	61,406,000	67,105,895	63,203,000	74,000	3,828,895	1,797,000	

支 出

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	説 明
1. 総務管理費		48,499,000	49,282,000	0	49,282,000	48,562,345	719,655	
(1) 会 議 費	会 議 費	6,750,000	7,176,000	△ 215,615 △ 2,210 △ 150,362	6,807,813	6,659,245	148,568	総 会 1,028,185円 正副会長会 79,750円 常任理事会 810,790円 理事会 1,601,410円 支 部 長 会 1,162,430円 支 部 長 ・ 理 事 会 同 会 議 541,510円 全 夜 員 会 議 412,970円 総 務 ・ 経 理 部 会 446,870円 監 査 費 442,540円 雇 用 書 士 対 策 会 議 77,870円 諸 会 議 23,680円 カセットテープ代 31,240円
(2) 支 部 交 付 金	支 部 交 付 金	12,357,000	13,285,000	△ 100	13,284,900	13,284,620	280	一般交付金 11,530,000円 特別交付金(代議員旅費) 754,620円 特別交付金(車庫対策) 1,000,000円
(3) 負 担 金	連合会負担金	5,849,000	5,834,000	△ 100	5,834,100	5,834,100	0	月 300円×1,265名×3ヵ月(54.4~6月)+ 月 400円×1,265名×3ヵ月(7~9月)+月 400円×1,324名×6ヵ月(10~55.3月) = 5,834,100円
(4) 総 務 費		14,328,000	14,479,000	0	14,479,000	13,908,193	570,807	
	給 料 手 当	10,692,000	10,902,000	0	10,902,000	10,758,365	143,635	給 料 6,600,000円 扶養手当 304,800円 通勤手当 251,350円 時間外勤務手当 745,391円 期末手当 2,301,600円 燃料手当 347,224円 臨時職員賃金 208,000円
	福 利 厚 生 費	976,000	976,000	0	976,000	936,428	39,572	社会保険料 664,284円 労働保険料 139,572円 職員厚生費 125,282円 救急薬品代 4,790円 社会保険協会費 2,500円

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	説 明
	弔慰見舞金	300,000	191,000	0	191,000	181,400	9,600	香 典 10,000円×14名 = 140,000円 生 花 5,400円 弔慰見舞 5,000円×5名 + 10,000円×1名 = 35,000円
	表 彰 費	50,000	0	0	0	0	0	
	諸 支 出 金	2,310,000	2,410,000	0	2,410,000	2,032,000	378,000	特別会計繰出 1,250,000円 行政書士名簿整備費 84,000円 滞納整理対策費 116,200円 対話集会交付金 195,000円 資金カンパ経費 69,280円 30周年記念顕彰準備諸費 315,520円 法人道民税 2,000円
(5) 需 要 費		6,202,000	5,773,000	215,615	5,988,615	5,988,615	0	
	備 品 費	100,000	0	0	0	0	0	
	消 耗 品 費	816,000	710,000	○需 用 費 印刷費へ △ 17,890	692,110	692,110	0	キヤノン用紙及びカウンター料 442,760円 リコピー用紙及び現像剤 18,840円 署名用印(新入会員交付用) 100,000円 日行連協議会用積存板 7,000円 宛名カードタイプ打込料 22,880円 印刷用紙代 36,660円 ゴム印各種 5,790円 発送資材 6,800円 タイプ用品 10,300円 事務用品類 41,080円
	印 刷 費	1,442,000	1,493,000	○会議費より 215,615 ○需 用 費 印刷費へ 消耗品費より 17,890 通信運搬費より 105,260 光熱水費より 6,215 借上料より 800	1,838,780	1,838,780	0	会員名簿 731,000円 役員名簿 17,000円 総会議案 90,000円 予算・決算書 73,000円 会員之証(新入会員交付用) 115,830円 会員のうき 53,000円 法令・会則・規程集の加除表 85,500円 会務ノート 80,000円 登録・入会関係 147,200円 封筒 194,000円 会費関係(はがき) 67,000円 経理関係 95,900円 対話集会はがき 20,000円 その他 69,350円
	通 信 運 搬 費	1,952,000	1,821,000	○需 用 費 印刷費へ △ 105,260	1,715,740	1,715,740	0	切手・はがき購入 393,790円 会員名簿発送 181,200円 法令・会則・規程加除表発送 66,100円 会員のうき発送 131,250円 会費納入通知 123,640円 会費催告内容証明他 80,650円 対話集会通知 37,600円 トラック便 17,360円 電話料 681,300円 その他 2,850円
	光 熱 水 費	156,000	151,000	○需 用 費 印刷費へ △ 6,215 雑費へ △ 2,035	142,750	142,750	0	電 灯 料 74,683円 水道料 26,147円 灯 油 代 41,920円
	借 上 料	1,448,000	1,448,000	○需 用 費 印刷費へ △ 800	1,447,200	1,447,200	0	事務所、倉庫借上料 月 120,600円×12ヵ月 = 1,447,200円
	雑 費	288,000	150,000	○需 用 費 光熱水費より 2,035	152,035	152,035	0	共同管理費 40,574円 茶 代 29,184円 ハイヤー・バス代 25,630円 新聞代 24,000円 洗剤代 6,055円 その他 26,592円
(6) 旅 費	旅 費	2,558,000	2,287,000	○会議費より 2,210	2,289,210	2,289,210	0	日行連総会 1,356,080円 日行連協議 68,000円 支部行幸 150,560円 各士業団体関係 15,400円 対話集会 345,640円 法改正 36,840円 会長会務処理 65,500円 役員行動旅費 71,600円 日額旅費 172,850円 職員旅費 6,740円
(7) 涉 外 費	涉 外 費	455,000	448,000	○会議費より 150,362	598,362	598,362	0	支部総会祝儀 45,000円 各士業団体関係 39,000円 業務補充対策 300,052円 銭 別 30,000円 香典・生花他 39,500円 年賀広告 30,000円 来客接待 86,280円 贈 答 品 3,530円 その他 25,000円

款 項 目	節	当初予算額 円	補正予算額 円	流 充 用 額 円	予算現額 円	支出済額 円	不 用 額 円	説 明
2. 企 画 費		3,601,000	3,136,000	0	3,136,000	3,104,175	31,825	
(1) 企 画 計 画 費		783,000	660,000	△ 22,565	637,435	605,610	31,825	
	活 動 費	504,000	409,000	○会報発行費 編集費へ △ 11,500 ○啓発指導費 活動費へ △ 11,065	386,435	373,230	13,205	部 会 75,550円 改正報酬額 107,770円 法改正打合会議 25,300円 労務提出代行問題会議 90,470円 業務資料打合会議 74,140円
	函 書 費	179,000	164,000	0	164,000	145,780	18,220	官 報 22,440円 各種追録 121,060円 そ の 他 2,280円
	印 刷 費	100,000	87,000	0	87,000	86,600	400	行政書士必備加除録 65,000円 "開業をめざす方のために" 21,600円
(2) 会 報 発 行 費		1,868,000	1,781,000	11,500	1,792,500	1,792,500	0	
	編 集 費	354,000	223,000	○企画計画費 活動費より 11,500 ○会報発行費 印刷費より 720 通信費より 220	235,440	235,440	0	編集活動費 190,280円 全国広報担当者協議会旅費 29,060円 会報資料提供謝礼 14,000円 写 真 代 2,100円
	印 刷 費	713,000	839,000	○会報発行費 編集費へ △ 720	838,280	838,280	0	会 報 442,200円 総会特集号 380,000円 速 報 16,080円
	通 信 費	780,000	674,000	○会報発行費 編集費へ △ 220	673,780	673,780	0	会 報 送 料 673,780円
	貨 金	21,000	45,000	0	45,000	45,000	0	貨 金 45,000円
(3) 啓 発 指 導 費	活 動 費	850,000	695,000	○企画計画費 活動費より 11,065	706,065	706,065	0	行政無料相談助成金 200,000円 新 聞 広 告 料 440,000円 年計報告報告等経費 64,770円 そ の 他 1,295円
3. 業 務 研 修 費		4,850,000	4,850,000	0	4,850,000	4,849,215	785	
(1) 研 究 研 修 会 費		2,484,000	2,484,000	△ 424,140	2,059,860	2,059,075	785	
	活 動 費	2,404,000	2,404,000	○研究研修会費 図書費へ △ 5,680 ○専門部会費 印刷費へ △ 422,975	1,975,345	1,975,345	0	支部研修会助成金 1,423,660円 ブロック研修会助成金 82,000円 新入会員研修会経費 241,260円 講 師 旅 費 224,180円 送 金 料 525円 そ の 他 3,720円
	印 刷 費	40,000	40,000	○専門部会費 印刷費へ △ 1,165	38,835	38,500	335	新入会員研修会用印刷費 38,500円
	通 信 費	20,000	20,000	○研究研修会費 図書費へ △ 14,600	5,400	5,400	0	新入会員研修会案内発送費 5,400円
	図 書 費	10,000	10,000	○研究研修会費 活動費より 5,680 通信費より 14,600	30,280	30,280	0	新入会員研修会テキスト作成図書費 8,020円 研修会講師用図書費 22,260円
	消 耗 品 費	10,000	10,000	0	10,000	9,550	450	新入会員研修会テキスト印刷用紙代 9,550円

款 項 目	節	当初予算額 円	補正予算額 円	流 充 用 額 円	予算現額 円	支出済額 円	不 用 額 円	説 明
(2) 専 門 部 会 費		2,366,000	2,366,000	424,140	2,790,140	2,790,140	0	
	活 動 費	1,744,000	1,744,000	○専門部会費 印刷費へ △ 280,390	1,463,610	1,463,610	0	部 会 活 動 費 418,800円 車庫特別委員会費 730,020円 車庫対策費 78,250円 全国担当者会議旅費 51,260円 労務担当者会議費 75,800円 各専門部会費 68,480円 業務資料作成活動費 41,000円
	印 刷 費	300,000	300,000	○研究研修会費 活動費より 422,975 印刷費より 1,165 ○専門部会費 活動費より 280,390 通信費より 1,980 消耗品費より 7,490	1,014,000	1,014,000	0	報 酬 額 表 75,000円 報酬額の運用要領 125,000円 行政書士の業務講義 176,000円 農地法一覧 40,000円 車庫証明と自動車登録 192,000円 労働保険・雇用保険 260,000円 経 理 の 知 識 100,000円 相談料揭示表 14,000円 車庫証明文書 25,000円 業務資料申込み用はがき 7,000円
	通 信 費	300,000	300,000	○専門部会費 印刷費へ △ 1,980	298,020	298,020	0	各種業務資料会員送付 285,550円 そ の 他 12,470円
	図 書 費	10,000	10,000	○専門部会費 消耗品費より 4,510	14,510	14,510	0	業務資料作成用図書費 2,750円 車庫証明対策資料(マイカー情報) 11,760円
	消 耗 品 費	12,000	12,000	○専門部会費 印刷費へ △ 7,490 図書費へ △ 4,510	0	0	0	
4. 監 察 部 費		1,123,000	1,016,000	0	1,016,000	954,100	61,900	
	活 動 費	1,063,000	897,000	0	897,000	835,700	61,300	部 会 活 動 費 197,420円 監察担当者会議 505,810円 監察活動旅費 102,870円 全国担当者会議旅費 29,460円 そ の 他 140円
	印 刷 費	50,000	25,000	0	25,000	24,900	100	キャンペーン活動用文書印刷費 24,900円
	通 信 費	10,000	94,000	0	94,000	93,500	500	ポスター発送費 73,750円 そ の 他 19,750円
5. 登 録 資 格 審 査 委 員 会 費	委 員 会 費	380,000	268,000	0	268,000	234,690	23,310	委員会開催費 12回 234,690円
6. 綱 紀 委 員 会 費	活 動 費	409,000	109,000	○予備費より 13,390	122,390	122,390	0	委員会開催費 88,030円 委員会活動費 34,360円
7. 積 立 金	積 立 金	1,935,000	1,935,000	0	1,935,000	1,934,547	453	財政調整積立金 1,500,000円 退職積立金 434,547円
8. 予 備 費	予 備 費	1,500,000	820,000	○綱紀委員会費 活動費へ △ 13,390	806,610	0	806,610	
合 計		62,197,000	61,406,000	0	61,406,000	59,761,462	1,644,538	

収 入 総 額 63,203,000円  
 支 出 総 額 59,761,462円  
 差 引 3,441,538円  
 翌年度へ繰越 3,441,538円

第3号議案 昭和54年度特別会計収支決算報告について

会則第75条第1項の規定により承認を求めます。

昭和54年度特別会計収支決算

科目	当初予算額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する増減	説明	明
1. 物品頒布収入	3,042,000	3,042,000	3,598,590	3,543,340	0	55,250	501,340	物品頒布収入	3,543,340円
2. 一般会計繰入金	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	0	0	0	一般会計繰入金	1,250,000円
3. 前年度繰越金	597,000	597,000	596,821	596,821	0	0	△ 179	前年度繰越金	596,821円
4. 雑収入	95,000	95,000	88,984	87,954	0	1,030	△ 7,046	送料 82,320円 預金利子 5,534円	過年度収入 100円
合計	4,984,000	4,984,000	5,534,395	5,478,115	0	56,280	494,115		

科目	当初予算額	流用額	予算現額	支出済額	未払額	不用額	説明	明
1. 仕入費	280,000	予備費より 269,954	549,954	549,954	0	0	建設業許可申請の手引他9品目購入費	549,954円
2. 印刷工料	1,870,000	人件費より 90,644 給当費より 39,730 雑費より 20,130 予備費より 190,046	2,210,550	2,210,550	0	0	委任状他18品目印刷製造費	2,210,550円
3. 人件費	2,227,000	印刷工料へ△90,644	2,136,356	2,136,291	0	65	給料 1,380,000円 通勤手当 124,607円 期末手当 460,000円 燃料手当 43,403円 時間外勤務手当 14,380円 社会保険料負担金 113,901円	
4. 発送費	120,000	印刷工料へ△39,730	80,270	80,270	0	0	送料 74,090円 発送費材 6,180円	
5. 雑費	27,000	印刷工料へ△20,130	6,870	6,870	0	0	帳簿用紙他	6,870円
6. 予備費	460,000	仕入費へ△269,954 印刷工料へ△190,046	0	0	0	0		
合計	4,984,000	0	4,984,000	4,983,935	0	65		

収入総額 5,478,115円  
支出総額 4,983,935円  
差引 494,180円  
翌年度へ繰越 494,180円

昭和54年度監査報告書

昭和54年度収支会計は正確に処理されており、収支決算書も適正であることを認めます。

昭和55年5月7日

監事 細木貞次 印

監事 中野幸一 印

監査報告

昭和54年5月31日開催の本会第20回定時総会において選任された監事3名のうち、二本松善雄監事は、昨年7月中旬ごろから不調を訴え、8月24日札幌市斗南病院に入院、9月26日ごろから容態が急激に悪化し、10月8日56才の生涯を閉じました。

監事団として、本総会に報告を申しあげ、つつしんで亡き二本松監事のごめい福を祈ります。

なお、二本松監事の担当事項については、関係者協議のうえ、監事細木貞次がこれを引き継ぎ、以後の監査を執行したことを報告しておきます。

さて、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第15条第2項には、「行政書士会は、会員から請求があったときは役員を選任および解任、会員の入会および退会、会議の次第その他重要な会務に関する事項の記録、会計帳簿を閲覧させなければならない」と規定しています。

すなわち監事は、この規定の趣旨に従って会員に代わって監査を執行しているであります。

その執行にあたっては、民法第59条のほか、学説等をも参考とし厳正、公平を第一として、権限を逸脱しないよう、またできるだけ客観的に監査することを原則としていることを申しあげておきます。

以下に監査結果の概要を報告します。

1. 予算執行および出納関係

本年5月7日本会事務局において、昭和54年度一般会計並びに特別会計収支決算について監査を執行しました。

提出された収入および支出に関する決算書、財産目録、関係諸帳簿および証拠書類の全部にわたって詳細かつ厳正にこれを検査したところ、おおむね適正に執行されたものと認めました。

昭和54年度は石油類価格の異常な高騰、公共料金の大幅値上げ、さらに、これらを誘因とする諸物価の上昇は、経済政策の貧困とあいまって、戦後2番目のインフレを招き、本会財政もまた昭和51年度に現行会費を定めて以来の財政圧迫を強いられる結果となりました。

現行支部交付金の交付方式は、年間交付額を予算議決と同時に決定し、年度当初におよそ3分の1相当額を、その余については以後2回に分けて年度内にその全額を交付することとなっており、支部の自主的活動を確保するためには、この方式を堅持することが必要であります。

厳しい財政事情の中で支部交付金を、計画に従って執行したことは、評価に価するものと認めます。

特に年度の間において、財政担当機関から後半における予算の執行に厳しい条件を提案された理事機関は、緩急、軽重の度合を冷静、慎重に判断して、破たんを招くことなく年度を終了したことに敬意を表します。

なお、54年度決算において翌年度繰越金は収入済額に対し5.44%、53年度においては10.04%であり、本会財政事情の低下を示しています。

以下に若干の事項について所見を申し上げます。

(1) 会費の収納について

会費は本会収入の4分の3を占める主要な財源であり、その収納率の消長は本会の運営を支配します。

54年度の現年度会費収納率95.9%は史上最高を示し(前年度比1.6%上昇)、51年度90.6%と比較すると、ほぼ限界とも思われますが、地域的(支部別)ではなお格差がある(最高100.00%、最低91.78%)ので、支部機関のいっそうの協力を要請するなど、積極的な方策を講ずるよう要望します。

なお、最近3年間(52~54年度)の支部別現年度会費平均収納率は、次のとおりです。

◎ 最近3年間(52~54年度)支部別現年度会費収納率

1位	小樽支部	97.9%
2位	日高支部	96.2%
3位	空知支部	96.0%
4位	十勝支部	94.9%
5位	室蘭支部	94.7%
6位	網走支部	94.5%
7位	苫小牧支部	94.0%

8位	函館支部	93.6%
9位	札幌支部	93.1%
10位	旭川支部	92.1%
11位	留萌支部	91.8%
12位	根室支部	90.9%
13位	宗谷支部	90.2%
14位	釧路支部	89.2%
	平均	93.5%

(2) 支部交付金について

54年度における支部交付金の総額は13,284,620円で、現年度会費収納済額に対し29.13%(前年度26.29%)であり、助成金を含めるときは、現年度会費のそれに対し、32.87%となり、現年度会費収納済額の3分の1を支部に交付したことになります(49年度交付率16.36%)。

なお、支部別の交付率すなわち言い換えれば還元率の最高は宗谷の97.53%、最低は札幌の20.67%となります。

現行の地方交付税方式に準じた支部交付金算定方法は、継続実行されることを要望しますが、なお会費収納とあわせ、さらに、支部機関の理解を求めよう要望します。

(3) 会計事務処理上の若干の事項について

ア、会則施行規程第66条ただし書の支出行為については、可能な限り関係者の復命書写又はてんまつ書等を添付し、事案の内容および経過を明らかにすること。すべてに支出証明を附して処理することは、合法性はあっても必ずしも合理性があるということができない。

イ、会費収納事務の合理化のため、たとえば機械化の方法などを検討してはどうか。  
ウ、役員等の旅費支給内容について、最寄りの駅を早朝に出発し、深夜に帰着する場合、宿泊料を支給しない慣行であるが、いささか合理性を欠く措置と考えられるので、検討のうえ会則施行規程第9章第1節において明文化の措置を講ぜられたい。

## 2. 会務執行関係

予算執行関係において述べたとおり、54年度、特に後半期における会務の執行は、財政事情の悪化によって相当の制約を余儀なくされたにもかかわらず、定時総会決議の事業計画および義務的事務の執行は支部機関の協力と理事機関の創意性の発揮により、重大な破たんをきたすことなく、骨格的執行に終始したとは言いながら事態に適確に対応し、おおむね適切妥当であったことを認めます。

以下主要な事項についてのみ若干の所見を申し上げます。

### (1) 支部活動について

ア、54年度支部定時総会の開催について、当該支部規則規定の期間内に開催した支部は半数の7支部であり、年度内未了は1支部となっています。

支部における53年度収支決算の収入に占める交付金の依存率は平均57.63%（最高 札幌75.83%、最低 日高38.51%）を占めかつ、本会一般会計における現年度会費収納済額のほぼ3分の1を支部交付金として交付している現状では、所定の期間内に定時総会が開催できない、収支決算の報告ができないという事態に対しては、理事機関は重大な関心をもつよう勧告します。

イ、52年度支部収支決算において、翌年度繰越金は合計3,659,770円、53年度決算では合計4,652,855円で、54年度決算においては700万円程度に達するものと推測されます。

支部によっては繰越金の一定額を財政調整積立金として積立てる（旭川、函館）、電話加入権の取得（函館）、支部旅費規程による旅費支給（函館、網走、釧路ほか）、本会会議等の出席者に対する旅費の差額支給（釧路）、隣接支部間の交流集会（苫小牧、日高など）等、自主的、創造的な事業や、活動家の経済的負担を一部保障するなどの事例がありますが、支部機関はもちろん、支部長会、理事機関においても支部活動の全般にわたって具体的に理解するよう要望します。

### (2) 年計報告について

会員が定期的に本会に対して義務を負うものとして、会費納入（会則第68条第1項）と年計報告（会則第85条）があります。

年計報告は本会施策の立案、執行に重要な役割を果たしていることを認識し、期

限内提出の厳守を厳しく要望します。

特に、総会選任役員（綱紀委員を含む）および支部長を含む支部機関構成員の相当数が期限内に提出しない現状は、極めて遺憾であり、会則遵守義務（法第16条の6）の履行に一段の配慮を望みます。

### (3) 行政事務手続無料相談について

54年度実施支部は、前年に引き続き函館、釧路のほか、十勝、宗谷の2支部があります。

十勝、宗谷各支部の綿密な実施計画と密度の濃い実施結果は、他支部の参考として十分活用される価値があり、会報によって会員全員に周知の方法をとるべきであったと考えます。

日刊ローカル紙の報道は、地域住民の行政書士に対する理解と認識を深めかつ、正当に評価したものと認めます。

むしろ理事機関の認識と理解に欠けるところがあったことを指摘しておきます。

### (4) 新入会員研修会について

回を重ねるごとに参加率が向上し、研修内容も充実、受講者の好評を得ていることは担当機関の努力の成果と認めることができますが、あらかじめ通知した科目を変更することは、受講者の期待を裏切ることになるので、事前の計画段階で綿密な検討を望みます。

また、受講者のアンケートに対する回答は、会報で紹介することが適当と考えます。

### (5) 業務研修部所管に係る若干の事項について

業務研修事業は本会の重要な事業であることはもちろん、道費補助事業であることを深く認識し、以下の事項を要望します。

ア、支部研修計画、実施結果報告、助成金交付申請の内容を十分精査、検討し、単なる形式的事務として処理しないこと。

イ、担当理事（企画兼任）から研究成果の価値ある論文、資料などが提供されているので、有効な活用方策を検討すること。

ウ、計画の進行、予算の執行状況を適確かつ具体的には握して、執行未済のないよう配意すること。

(6) 車庫証明対策について

担当機関の活動にもかかわらず、遅々として顕著な成果が見られないことはまことに残念であります。以下、若干の事項を申し上げます。

ア、特別委員会の性格、任務、権限等の理解の徹底がなお十分ではないと思われま

す。

イ、特別委員のそれぞれの所管地域の具体的な情勢がは握されていないと思います。

(情勢報告において、特別委員の属する支部あるいはセンターに止まっている。)

ウ、特別委員会独自の広報(情報)活動が極めて不足していると思います。

本会はなにをやっているのかわからない、現在の情勢はどうなっているのかわからない、という声を末端の会員が言っており、支部定時総会を所定の期間内に開催できない理由として車庫問題をあげていることがそれを証明しています。

支部長会で報告し、支部長に文書を発送しただけでは、会員の不満や期待感を解決できないので、センター長まで情報が伝達されるよう措置をとる必要があります。内容によっては会報の活用を考えるべきかと思ひます。

以上極めて概括的に申し上げましたが、会務執行の成否は、各部、委員会の部長、委員長長の指導性に負うところが大きく左右することを認識し、任期の後半である昭和55年度のいっそう充実した活動を特に要請して昭和54年度の監査報告を終わります。

以上

## 第4号議案 北海道行政書士会会則の一部改正について

北海道行政書士会会則の一部を次のとおり改正する。

北海道行政書士会会則中

〔別記第4(会則第68条)

会 費

会 費	月額 3,000 円
-----	------------

を

〔別記第4(会則第68条)

会 費

会 費	月額 4,000 円
-----	------------

に改める。

附 則

この会則は、昭和55年7月1日から適用する。

改 正 理 由

昭和51年度に現行会費を定めてから5年目、この間における諸物価の高騰等により55年度予算の編成にあたり収支の均衡を保てない状況に陥った。

このため会費の増額改正を行おうとする理由は次のとおりである。

1. 51年度決算と55年度予算の比較による諸経費の増加状況

(1) 連合会会費が、146.2%増加している。

連合会会費は51年度会員1人月額200円であったが、現在400円であることと会員数も増加していることによる。

(2) 支部交付金が131.8%増加している。

昭和53年度以降支部活動強化のため毎年増額の措置を講じてきたことによる。

(3) 旅費 128.9%、会議費 105%がそれぞれ増加している。

ア. 昭和53年7月以降本年度まで国鉄運賃は4回にわたり改正されており、昭和55年度の改正を5.5%見込むと51年度から55年度までを累積して58.0%増加となる。

イ. 昭和54年度本会の旅費を改正し、日当20%増の3,000円、宿泊料22%増の5,500円とした。

ウ. 昭和51年度は、役員数も5名程少なかった。

(4) 人件費が81.9%増となっている。

職員の待遇改善及び昇給による増加である。

(5) その他事務局借上料の増44%となっており、管理費の増加を含めると64.7%増となっているなど諸経費の増加がある。

## 2. 財政問題の解決策とその検討

(1) 55年度の財政危機を解決するには二つの方法が考えられる。その一つは、支出面を切りつめ、なお不足するものは積立金を充当するやり方である。それは、これまでの会務の水準を下げなければならぬという欠点が発生する。

他の一つは、会務の水準を下げることなく会費を増額し、会員の負担を強いなければならぬ方法である。

(2) すなわち、消極策をとるか積極策をとるべきかであるが、これからの物価動向を観察すると郵便料金の50%増を見込まなければならず、灯油、自動車賃、電気料金等の大巾アップを考慮すれば諸物価の上昇は多少にかかわらず不可避であり、会費値上げは時間的な問題となっている。

一方、経理資金の多額な保有は、一時借入の不要、支部交付金の早期支出、業者に対する即時払等によって経済性及び会運営の円滑化にもたらした効果は大きいので、この際、会務の水準を下げることなく積極策をとるべきであると結論に達した。

## 3. 会費増額を1,000円とした理由

会費の改正は、現在の財政状況及び今後における或る程度の長期展望にたって考えるべきであり、若干の余裕を考慮に入れることが必要である。

他方、行政書士の報酬額は昭和51年度以降現在まで33.3%を超えていることでもあり、会費月額3,000円を4,000円に改め、月額1,000円の増額を適当と考えた。

## 第5号議案 昭和55年度事業計画について

### 昭和55年度事業計画(案)

#### 基本方針

- ◇ 会員の和と団結
- ◇ 健全財政の保持
- ◇ 重要継続事業の積極的処理

#### <総務部>

##### 1. 行政書士法制定30周年記念行事の執行

(1) 会員、補助者等の顕彰

第21回定時総会の際、会則施行規程に基づく会員及び補助者の顕彰行事を行う。

(2) 記念誌を発行し、全会員に配布する。

##### 2. 会員の品位保持

行政書士としての品位を保持し、その信頼を高めるよう新入会員を主体にした研修会、支部会合、会報等を利用し品位保持につとめる。

##### 3. 雇用行政書士対策

監察部、綱紀委員会との連絡を密にし、雇用行政書士の排除指導につとめる。

##### 4. 対話集会の開催

支部と十分協議の上、2カ所程度会員との対話集会を開催し、相互の理解を深める。

#### <経理部>

##### 健全財政の確保

(1) 昭和55年度は、郵便料及び国鉄運賃の改正に続く諸物価の高騰、法制定30周年記念事業特別経費等の財政需要等により予算規模が膨脹するので、後年度の財政需要を賄い健全財政を維持するには会費の増額が必要なので、今年度会費改正の議決を求めることとする。

(2) 会費滞納額の回収に努力する。

#### <企画部>

##### 1. 法令の研究、業務の改善等の企画立案

(1) 法令等の制定改廃の周知徹底を図る。

(2) 行政書士必携、行政書士の業務講義、報酬額の運用要領を検討し、必要な加除を行う。

## 2. 会報の発行

(1) 定期的に5月から隔月に発行する。

(2) 速報を要するものは随時発行する。

## 3. 業務の啓発普及

(1) 新聞又はラジオによる啓発宣伝を行う。

(2) 啓発普及資料としてチラシその他を作成する。

## 4. 行政事務手続き無料相談

行政書士の業務内容を地域住民に対して啓発普及するため随時のもの3回程度、通年のもの1支部を支部事業として実施するよう推進し、助成金を交付する。

## <業務研修部>

### 1. 専門部会の充実強化

(1) 次の6専門部会とし、担当理事及び委員は協力して業務の改善進歩につとめる。

- ◇ 運輸交通部会——運輸事業、自賠責、車両登録、車庫証明など
- ◇ 建設農地部会——建設業、農地法、河川法、宅造法など
- ◇ 風俗衛生部会——風俗許可、食品衛生許可、旅館業法など
- ◇ 労務部会——社会保険、雇用保険、労災保険など
- ◇ 民事部会——相続、帰化、会社設立、告訴（警察署）など
- ◇ 経理部会——記帳代行、決算諸表、借入金申込など

(2) 業務の完全受託と完全消化対策を研究し推進する。

(3) 業務資料の会員への周知を図り、市販されていない必要な業務資料を作成する。

### 2. 業務研修会の開催

(1) 支部研修会に対しては、次のとおり助成金を交付し推進を図る。

#### 助成要領

講師謝礼	部外者	10,000円以内
	部内者	8,000円以内
会場費		6,000円
受講者助成	1人につき	600円

(2) ブロック研修会の開催

本会は必要によりブロック研修会を開催する。ブロックの区域は次のとおりとする。

第1ブロック 函館支部管内

第2ブロック 室蘭、苫小牧、日高の各支部管内

第3ブロック 小樽、札幌、空知の各支部管内

第4ブロック 旭川、留萌、宗谷の各支部管内

第5ブロック 網走支部管内

第6ブロック 十勝、釧路、根室の各支部管内

(3) 新入会員研修会の開催

札幌市において1泊2日の新入会員研修会を開催する。

## <監察部>

### 職域の確保と非行政書士行為の排除

(1) 全道監察担当者会議を開催し、監察活動について協議を行う。

行政書士必携、監察活動実施計画を携行してもらい、7月に支部監察担当者とともに監察業務推進対策を協議するための会議を開催する。

(2) 関係官公署並びに諸団体への啓発活動及び必要な折衝を行う。

支部において支庁、市町村、農業委員会、商工会等を訪問して行政書士の業務に対する理解を深めるとともに、非行政書士行為の防止について協力を要請する。

(3) 違反事実の実態は握につとめ必要な措置を講じる。

違反事実は、必携の様式に準じて通報してもらい、違反事実の明白な場合は本会で注意、勧告、警告等の措置をとる。その経過は通報者及び関係支部へ通知して緊密な連携を保持するよう事務処理を取り運ぶ。

## <車庫証明対策特別委員会>

### 重点方針

- ◇ 陸運局所在地支部センターの業務誘致活動の推進
- ◇ 啓発宣伝活動の実施
- ◇ 日行連及び関係官公署に対する要望折衝

第6号議案 昭和55年度一般会計収支予算について

会則第72条の規定により議決を求めます。

昭和55年度一般会計収支予算総括表

収 入

区 分	予 算 額			
	本年度予算 A	前年度予算	前年度決算 B	A - B
1 会 費	57,631	46,842	48,002	9,629
(1) 現 年 度 分	55,903	44,562	45,603	10,300
(2) 滞 納 繰 越 分	1,728	2,280	2,399	△ 671
2 入 会 金	4,200	4,670	4,070	130
3 手 数 料 (登録)	1,400	1,800	1,590	△ 190
4 補 助 金 (道)	2,900	2,700	2,900	0
5 繰 越 金	3,441	5,885	5,886	△ 2,445
6 雑 入	500	300	755	△ 255
合 計	70,072	62,197	63,203	6,869

注 本年度予算の伸び率は、前年度予算対比 12.7%、前年度決算対比 10.9%である。

支 出

区 分	予 算 額			
	本年度予算 A	前年度予算	前年度決算 B	A - B
1 総務管理費	54,184	48,499	48,582	5,622
(1) 会 議 費	6,836	6,750	6,659	177
(2) 支 部 交 付 金	14,889	12,357	13,285	1,604
(3) 負 担 金	6,562	5,849	5,834	728
(4) 総 務 費	17,357	14,328	13,908	3,449
(5) 需 用 費	5,920	6,202	5,989	△ 69
(6) 旅 費	2,170	2,558	2,289	△ 119
(7) 渉 外 費	450	455	598	△ 148
2 企 画 費	3,894	3,501	3,104	790
(1) 企 画 計 画 費	691	783	606	85
(2) 会 報 発 行 費	2,383	1,868	1,792	591
(3) 啓 発 指 導 費	820	850	706	114
3 業 務 研 修 費	4,854	4,850	4,849	5
(1) 研 究 研 修 会 費	3,560	2,484	2,059	1,501
(2) 専 門 部 会 費	1,294	2,366	2,790	△ 1,496
4 監 察 部 費	1,086	1,123	954	132
5 登 録 審 査 委 員 会 費	264	380	235	29
6 綱 紀 委 員 会 費	553	409	122	431
7 特 別 委 員 会 費 (車庫対策)	1,436	0	0	1,436
8 積 立 金	1,845	1,935	1,935	△ 90
9 予 備 費	1,956	1,500	0	1,956
合 計	70,072	62,197	59,761	10,311

注 本年度予算の伸び率は、前年度予算対比 12.7%、前年度決算対比 17.3%である。

昭和55年度一般会計収支予算

収 入

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本年度	前年度	増 △ 減			
1 会 費	57,631	46,842	10,789			
現 年 度 分	55,903	44,562	11,341	現 年 度 会 費	55,903	4~6月 1,340人×9,000円×0.95 = 11,457,000円 7~3月 1,368人×36,000円×0.95×0.95 = 44,446,320円 計 55,903,320円
滞 納 繰 越 分	1,728	2,280	△ 552	滞 納 繰 越 会 費	1,728	54年度滞納額 1,934,000円×60% = 1,160,400円 53年度以前滞納額 1,893,000円×30% = 567,900円 計 3,827,000円 1,728,300円
2 入 会 金	4,200	4,670	△ 470			
入 会 金	4,200	4,670	△ 470	入 会 金	4,200	入 会 金 30,000円×140人 4,200,000円
3 手 数 料	1,400	1,800	△ 400			
登 録 手 数 料	1,400	1,800	△ 400	登 録 手 数 料	1,400	登 録 手 数 料 10,000円×140人 1,400,000円
4 補 助 金	2,900	2,700	200			
道 補 助 金	2,900	2,700	200	道 補 助 金	2,900	道 研 修 事 業 補 助 金 2,900,000円
5 繰 越 金	3,441	5,885	△ 2,444			
前 年 度 繰 越 金	3,441	5,885	△ 2,444	前 年 度 繰 越 金	3,441	前 年 度 繰 越 金 3,441,538円
6 雑 入	500	300	200			
雑 入	500	300	200	雑 入	500	日 行 連 結 会 出 席 助 成 金 191,000円 預 金 利 子 其 他 309,000円
合 計	70,072	62,197	7,875			

支 出

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明																																				
	本年度	前年度	増 △ 減																																							
1 総務管理費	54,184	48,499	5,685																																							
会 議 費	6,836	6,750	86	会 議 費	6,836	1. 会議開催経費(旅費、弁当代、会場費) ・ 総 会 1回 1,171,000円 ・ 正副会長会議 3回 189,000円 ・ 支 部 長 会 2回 1,067,000円 ・ 総務・経理部会 各4回 462,000円 ・ 常 任 理 事 会 5回 858,000円 ・ 理 事 会 3回 1,425,000円 ・ 理 事 会・支 部 長 会 合 同 1回 814,000円 ・ 諸 会 議 350,000円 2. 総会等の議事録作成費 40,000円 3. 監 査 費 460,000円																																				
支 部 交 付 金	14,889	12,357	2,532	支 部 交 付 金	14,889	1. 支部運営一般交付金 11,999,000円 2. 特別交付金 2,004,000円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支 部 名</th> <th>一般交付金</th> <th>特別交付金</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札 幌</td> <td>3,281</td> <td>723</td> <td>4,004</td> </tr> <tr> <td>函 館</td> <td>1,039</td> <td>170</td> <td>1,209</td> </tr> <tr> <td>小 樽</td> <td>566</td> <td>93</td> <td>659</td> </tr> <tr> <td>空 知</td> <td>820</td> <td>135</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>旭 川</td> <td>1,189</td> <td>195</td> <td>1,384</td> </tr> <tr> <td>留 萌</td> <td>282</td> <td>29</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>宗 谷</td> <td>268</td> <td>15</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>網 走</td> <td>1,200</td> <td>179</td> <td>1,379</td> </tr> </tbody> </table>	支 部 名	一般交付金	特別交付金	計	札 幌	3,281	723	4,004	函 館	1,039	170	1,209	小 樽	566	93	659	空 知	820	135	955	旭 川	1,189	195	1,384	留 萌	282	29	311	宗 谷	268	15	283	網 走	1,200	179	1,379
支 部 名	一般交付金	特別交付金	計																																							
札 幌	3,281	723	4,004																																							
函 館	1,039	170	1,209																																							
小 樽	566	93	659																																							
空 知	820	135	955																																							
旭 川	1,189	195	1,384																																							
留 萌	282	29	311																																							
宗 谷	268	15	283																																							
網 走	1,200	179	1,379																																							



款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
3 業務研修費	4,854	4,850	4			
研 究 研 修 会 費	3,560	2,484	1,076	活 動 費	3,480	講師謝礼 平均 25,000円×55回 1,375,000円 講師旅費 7,500円×25回 187,500円 会場借上 6,000円×55回 330,000円 会員助成 600円×20人×55回 660,000円 新入会員研修会 1回 276,000円 ブロック研修会 651,000円
				印 刷 費	60	各種研修資料印刷費 60,000円
				函 書 費	20	研修用図書購入費 20,000円
専 門 部 会 費	1,294	2,366	△ 1,072	活 動 費	644	業 研 部 会 費 182,000円×2回 364,000円 各 専 門 部 会 費 各 2 回 230,000円 業 務 指 導 諸 費 50,000円
				印 刷 費	500	各 種 印 刷 費 500,000円
				通 信 費	120	資 料 郵 送 料 120,000円
				函 書 費	30	函 書 購 入 費 30,000円
4 監察部費	1,086	1,123	△ 37			
監 察 部 費	1,086	1,123	△ 37	活 動 費	836	部 会 費 93,500円×2回 187,000円 監 察 活 動 推 進 対 策 会 議 1 回 363,000円 監 察 活 動 諸 費 286,000円
				印 刷 費	250	印 刷 費 250,000円
6 登録資格審査委員会費	264	380	△ 116			
登 録 資 格 審 査 委 員 会 費	264	380	△ 116	委 員 会 費	264	委 員 会 開 催 費 21,000円×12回 252,000円 保 留 分 決 定 旅 費 3,000円×4回 12,000円
6 網紀委員会費	553	409	144			
網 紀 委 員 会 費	553	409	144	活 動 費	553	委 員 会 開 催 費 111,000円×3回 333,000円 調 査 旅 費 200,000円 調 査 諸 費 (フイルム現像等) 20,000円
7 特別委員会費	1,436	0	1,436			
車 庫 対 策 委 員 会 費	1,436	0	1,436	活 動 費	1,436	委 員 会 開 催 費 3 回 654,000円 啓 発 宣 伝 活 動 費 300,000円 対 策 活 動 諸 費 482,000円
8 積立金	1,845	1,935	△ 90			
積 立 金	1,845	1,935	△ 90	積 立 費	1,845	財 政 調 整 積 立 金 1,500,000円 退 職 積 立 金 345,000円
9 予備費	1,956	1,500	456			
予 備 費	1,956	1,500	456	予 備 費	1,956	予 備 費 1,956,000円
合 計	70,072	62,197	7,875			

## 第7号議案 昭和55年度特別会計収支予算について

会則第72条の規定により議決を求めます。

### 昭和55年度特別会計収支予算

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 物品頒布収入	3,899	3,042	857	現年度収入 3,844,000円 過年度収入 55,250円
2. 一般会計繰入金	1,850	1,250	600	一般会計繰入金 1,850,000円
3. 前年度繰越金	494	597	△ 103	前年度繰越金 494,180円
4. 雑収入	90	95	△ 5	郵送料、預金利息、その他89,000円 過年度収入1,030円
合 計	6,333	4,984	1,349	

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 仕入費	967	280	687	各種物資仕入費 966,500円
2. 印刷工料	2,405	1,870	535	印刷工料 2,405,000円
3. 人件費	2,456	2,227	229	給 料 月 125,000円×12 1,500,000円 通勤手当 月 11,400円×12 136,800円 時間外勤務手当 72,000円 期末手当 125,000円×4ヵ月分 500,000円 燃料手当 61,200円 法定福利厚生費 185,715円
4. 発送費	90	120	△ 30	送 料 及 び 発 送 資 材 費 90,000円
5. 雑費	15	27	△ 12	帳簿その他事務用品費 15,000円
6. 予備費	400	460	△ 60	予 備 費 400,000円
合 計	6,333	4,984	1,349	

## 第8号議案 一時借入金について

非常の場合に備え、必要により昭和55年度経理資金として次のとおり借入することができるものとする。

記

- ア. 借入限度額 1,000万円
- イ. 借入利率 借入銀行の定めによる
- ウ. 借入先 北海道銀行、北海道拓殖銀行又は北海道相互銀行

参考資料

① 支部総会の開催状況調

昭和55年3月31日現在

区分 支部名	支 部 総 会			
	月 日	総 構 成 員 数	出 席 者 数	主 要 議 案
札幌	昭和 54. 5.26	443 名	( 65 ) 237 名	事業計画、予算、役員選出 代議員選任、支部交付金の増額要求
函館	" 54. 5.19	108	( 34 ) 35	事業計画、予算、支部規則変更、役員改選
小樽	" 54. 4.28	63	( 24 ) 46	事業計画、予算、役員及び代議員選出
空知	" 54. 5.25	81	( 26 ) 64	事業計画、予算、役員改選、代議員選出
旭川	" 54. 6.19	132	( 46 ) 46	事業計画、予算、代議員選任
留萌	" 55. 3.30	19	( 8 ) 8	臨時総会、53年度事業報告、決算報告、54年度事業中間報告、車庫証明センター運営方法（運営費を含む）
宗谷	" 54. 8. 6	10	( 8 ) 9	事業計画、予算、車庫証明業務、業務研修会の開催、移動無料相談所の実施、監察活動
網走	" 54. 6.24	39	( 35 ) 39	事業計画、予算、車庫証明センター問題、支部規程の一部改正、役員選出
室蘭	" 54.11.16	52	( 27 ) 38	支部規則の一部改正、支部費の納入について、事業計画、予算
苫小牧	定時 54. 6. 2 臨時 54. 7.21	44 44	( 22 ) 37 ( 22 ) 35	支部規程の一部改正（旅費、弔慰）、事業計画、予算、役員改選
〔日高〕	昭和 55. 4.12	14	( 7 ) 8	53年度、54年度決算報告、事業計画、予算、役員改選、 代議員選出、監察員選任
十勝	" 54. 5.18	106	( 34 ) 74	事業計画、予算
釧路	" 54. 6.23	70	( 26 ) 57	福祉年金特別会計報告、事業計画、予算、車庫証明対策費特別会計予算、代議員候補選任（予選）
根室	" 54. 7. 7	16	( 10 ) 10	事業計画、予算、支部会員の和と団結強化、業務研修会の開催並びに業務の研究、対話活動の実施

注 ( )内は、出席実人員を示す。

② 昭和54年度会員異動数調

昭和55年3月31日現在

支部名	入 会 者				退 会 者				差 引 会員数	
	前年度末 会員数	入 会	転 入	転 出	計	廃業等	死 亡	処 分		計
札幌	443	69	2	2	512	24	6		30	482
函館	107	17			124	11			11	113
小樽	63	4	1		68	4	2		6	62
空知	81	12	2	1	94	5			5	89
旭川	124	18			142	9	3		12	130
留萌	19	2	1	2	20		1		1	19
宗谷	9		1		10				0	10
網走	122	6		1	127	8			8	119
室蘭	52	3		1	54	4			4	50
苫小牧	44	1			45	4			4	41
日高	14				14				0	14
十勝	106	11			117	4	1		5	112
釧路	66	13			79	3	1		4	75
根室	15	2			17				0	17
計	1,265	158	7	7	1,423	76	14		90	1,333

③ 会 員 数・代議員数調

昭和55年4月1日現在

支部名	会 員 数	代 議 員 数	摘 要
札幌	482	17	
函館	113	4	
小樽	62	3	
空知	90	3	
旭川	130	5	
留萌	19	1	
宗谷	10	1	
網走	119	4	
室蘭	50	2	
苫小牧	41	2	
日高	14	1	
十勝	112	4	
釧路	75	3	
根室	17	1	
計	1,334	51	

④ 年計報告提出状況調

昭和55年3月31日現在

支部名	55.12.31現在 対象会員数	55.3.31現在 提出数	比率	摘要
札幌	409	280	68.5%	
函館	93	70	75.3	
小樽	58	44	75.9	
空知	69	63	91.3	
旭川	109	78	71.6	
留萌	18	14	77.8	
宗谷	10	6	60.0	
網走	110	78	70.9	
室蘭	48	35	72.9	
苫小牧	39	33	84.6	
日高	14	10	71.4	
十勝	101	83	82.2	
釧路	60	37	61.7	
根室	15	13	86.7	
計	1,153	844	73.2	

⑤ 補助者使用会員数調

昭和55年3月31日現在

支部名	補助者数別					計	摘要
	補助者を 1名使用 している 者	補助者を 2名使用 している 者	補助者を 3名使用 している 者	補助者を 4名使用 している 者	補助者を 5名以上 使用して いるもの		
札幌	50	18	8	1	4	81	
函館	8	3			3	14	
小樽	8	8	1	1		18	
空知	14	7			2	23	
旭川	16	5		1		22	
留萌	1	3				4	
宗谷	2	1		1		4	
網走	17	5		3	2	27	
室蘭	6	2	1	1	1	11	
苫小牧	3	2	2			7	
日高	1					1	
十勝	14	5	2	1	4	26	
釧路	8	1				9	
根室				1		1	
計	148	60	14	10	16	248	

業務資料

平均賃金の算定方法

1 平均賃金の計算期間のとり方

(1) 雇入から負傷の直前の賃金締切日まで3賃金計算期間ある場合。

例	雇入年月日	負傷年月日	賃金締切日	賃金計算期間			総日数
				5/1~5/30	6/1~6/30	7/1~7/31	
例1	50.4.1	54.8.5	末日	5/1~5/30	6/1~6/30	7/1~7/31	92
例2	50.4.1	54.8.5	25日	4/26~5/25	5/26~6/25	6/26~7/25	91

(2) 雇入から負傷の直前の賃金締切日まで2賃金計算期間ある場合。

例	雇入年月日	負傷年月日	賃金締切日	賃金計算期間			総日数
				6/1~6/30	7/1~7/31		
例1	54.6.1	54.8.5	末日	6/1~6/30	7/1~7/31		61
例2	54.5.10	54.8.5	末日	5/10~5/31	6/1~6/30	7/1~7/31	83
例3	54.5.10	54.8.5	25日	5/10~5/25	5/26~6/25	6/26~7/25	77

(3) 雇入から負傷の直前の賃金締切日まで1賃金計算期間ある場合。

例	雇入年月日	負傷年月日	賃金締切日	賃金計算期間			総日数
				7/1~7/31			
例1	54.7.1	54.8.5	末日	7/1~7/31			31
例2	54.6.10	54.8.5	末日	6/10~6/30	7/1~7/31		52
例3	54.6.10	54.8.5	25日	6/10~6/25	6/26~7/25		46

(4) 雇入から負傷の直前の賃金締切日まで1賃金算定期間がない場合。

例	雇入年月日	負傷年月日	賃金締切日	賃金計算期間			総日数
				7/2~7/31	8/1~8/4		
例1	54.7.2	54.8.5	末日	7/2~7/31	8/1~8/4		34
例2	54.7.2	54.7.31	末日	7/2~7/30			29
例3	54.7.2	54.7.31	25日	7/2~7/25	7/26~7/30		29

(5) 雇入から負傷まで計算期間の短い場合。

例	雇入年月日	負傷年月日	賃金締切日	賃金計算期間			総日数
				8/2~8/4			
例1	54.8.2	54.8.5	末日	8/2~8/4			3
例2	54.7.28	54.8.3	末日	7/28~7/31	8/1~8/2		6

注) 上記(4)(5)においては、負傷当日の日数及び賃金は算入しない。

(6) 雇入当日に負傷した場合、又は計算期間がすべて私病欠勤の場合などは、申請により監督署長が決定する。

(7) 平均賃金の計算期間中に次の事項に該当する場合には、その日数及び期間中に支払われた賃金は控除する。

- イ、業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業した期間。
- ロ、産前産後の女子が労働基準法65条の規定によって休業した期間。
- ハ、使用者の責に帰すべき事由によって休業した期間。
- ニ、試の使用期間。

## 2 平均賃金の計算方法

(1) 原則として次の計算方法による。

$$\text{賃金総額} \div \text{総日数} = \text{平均賃金}$$

(2) 最低保障平均賃金計算方法（賃金計算期間における労働日数が、総日数の60%に満たない場合。）

$$\text{賃金総額} \div \text{労働日数} \times \frac{60}{100} = \text{平均賃金}$$

(3) 平均賃金の計算期間が2週間未満で、かつ、満稼働している場合は次の計算方法による。

$$\text{賃金総額} \div \text{総日数} \times \frac{6}{7} = \text{平均賃金}$$

(4) 上記(1)から(3)の方法によって計算した平均賃金にあたる額を、給付基礎日額とすることが「適当でない」と認められるときは、別に決める。

イ、平均賃金が2,185円に満たない場合は、給付基礎日額は2,185円とする。

ロ、平均賃金の計算期間中に通勤災害や私傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合には、その休業した期間及びその期間中に受けた賃金を差し引いて計算する。（休業補償請求書⑮欄に証明が必要です。）

(5) 賃金総額の中には、結婚手当、退職金など臨時に支払われた賃金、ボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。

## 3 休業補償給付請求書の記載上の留意事項

(1) ⑤欄休業期間は負傷当日を含めて記載し、待期期間は除かないこと。

(2) ⑩欄災害原因は詳しく記載すること。

(3) 平均賃金算定内訳

イ、「常用・日雇の別」欄は臨時雇用者であっても「常用」に○印を付すること。

ロ、月給者及び一定の期間によって支払ったものはA欄、日給者及び請負制によって支払ったものはB欄に記載すること

ハ、諸手当は、まとめることなく手当ごとに記載すること。

ニ、⑮欄は、平均賃金計算期間中に私傷病の療養等のため休業した期間がある場合に記載すること。

ホ、⑯欄特別給与の額は負傷又は発病前1カ年間に支払ったボーナス等を記載すること。

# 北海道の最低賃金

(昭和54年度改正)

最低賃金の件名	最低賃金額		適用の範囲	発効年月日
	日額	時間給		
北海道(地域包括)	2,507	314	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、下記の産業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	54.10.3

## (産業別)

食料品製造業	2,860	358	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	54.11.10
	2,560	320		
機織産業	2,770	347	ただし、次の者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 衣服・その他の機織製品製造業、メリヤス手袋製造業、製綿業に係る業務に従事する者。	54.11.10
木材・木製品・家具・装備品製造業	2,916	365	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 軽木・同製品製造業、木毛製造業、つまようじ製造業、割ばし製造業又はアイスステックパー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	54.11.10
	2,574	322		
パルプ・紙・紙加工品製造業	3,201	401	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業および重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	54.11.10
	2,629	329		
出版・印刷・同関連産業	2,954	370	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	54.11.10
	2,642	331		
窯業・土石製品製造業	2,909	364	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	54.11.10
	2,553	320		
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業(機械修理業を含む)	2,995	375	機械・金属製品等製造業。 (下記の者は除かれます。)	54.11.10
	2,945	369		
卸売業・小売業	2,781	348	卸売業 清掃、片付けの業務に主として従事する者は下段の金額が適用されます。 小売業 ただし、次の者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 雇入れ後6月未満の (1) 和服、洋服の仕立ての業務に係る技能取得中のもの。 (2) 飲食店における調理師の見習。	54.11.10
	2,531	317		
石炭鉱業	4,437		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	55.2.15
金属鉱業	4,350		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	55.2.15

(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。)

最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

# 労災保険率表

事業の種類の分類	事業の種類の番号	事業の種類	労災保険率	
			旧料率	新料率
林業	01	製薪業又は木炭製造業	1000分の34	1000分の51
	02	木材伐出業	1000分の89	1000分の113
	03	その他の林業	1000分の21	1000分の32
漁業	11	漁業	1000分の39	1000分の48
	21	金属又は非金属鉱業（石灰石鉱業及びドロマイト鉱業を除く。）	1000分の52	1000分の76
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の43	1000分の56
	22	石炭鉱業	1000分の71	1000分の89
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6	1000分の10
	25	採石業	1000分の89	1000分の113
	26	その他の鉱業	1000分の28	1000分の38
	31	水力発電施設、隧道等新設事業	1000分の83	1000分の124
建設事業	32	道路新設事業	1000分の36	1000分の38
	33	ほ装工事業	1000分の17	1000分の25
	34	鉄道又は軌道新設事業	1000分の44	1000分の66
	35	建築事業（既設建築物設備工事を除く。）	1000分の34	1000分の45
	38	既設建築物設備工事業	1000分の27	1000分の30
	36	機械装置の組立て又はすえ付けの事業	1000分の28	1000分の31
	37	その他の建設事業	1000分の25	1000分の34
製造業	41	食料品製造業	1000分の7	1000分の8
	42	繊維工業又は繊維製品製造業（製糸業を除く。）	1000分の5	1000分の6
	43	製糸業	1000分の4	1000分の5
	44	木材又は木製品製造業	1000分の22	1000分の25
	45	パルプ又は紙製造業	1000分の9	1000分の11
	46	印刷又は製本業	1000分の5	1000分の7
	47	化学工業	1000分の7	1000分の8
	48	ガラス又はセメント製造業	1000分の7	1000分の9
	62	陶磁器製品製造業	1000分の13	1000分の19
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の16	1000分の24
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の8	1000分の8
	51	非鉄金属精錬業	1000分の10	1000分の11
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の17	1000分の18
	53	鋳物業	1000分の16	1000分の20
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の19	1000分の22
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっきを除く。）	1000分の16	1000分の16
	55	めっき業	1000分の10	1000分の12
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の9	1000分の10
	57	電気機械器具製造業	1000分の4	1000分の5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の7	1000分の7
59	船舶製造又は修理業	1000分の16	1000分の21	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の4	1000分の5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の7	1000分の7	
61	その他の製造業	1000分の10	1000分の11	
運輸業	71	交通運輸事業	1000分の5	1000分の6
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業、沿岸荷役業及び船内荷役業を除く。）	1000分の18	1000分の19
	73	港湾貨物取扱事業（沿岸荷役業及び船内荷役業を除く。）	1000分の23	1000分の26
	74	沿岸荷役業	1000分の38	1000分の38
	75	船内荷役業	1000分の66	1000分の71
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4	1000分の4
その他事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の11	1000分の14
	92	一般失業対策事業	1000分の7	1000分の12
	93	ビルメンテナンス業	1000分の5	1000分の6
	94	その他の各種事業	1000分の4	1000分の5

新料率は昭和55年4月1日以降から適用されます。

# 労働保険・雇用保険手続きの手引きの訂正

業研部労務部会

本年5月申込者に配付した上記手引き、7頁中、2行目（青色…）は（藤色…）に。  
 ⑭中予定期間は54.5.1に。10頁No.3の表中⑬の下欄「被保険者の種類」欄に「短期雇用特例被保険者」と記入する。No.4の表中「雇用期間」欄は「自54年5月1日、至54年12月30日」と記入する。「終業7時、実働10時間」は「終業5時実働8時間」に訂正する。

## 新法紹介

### 民法及び家事審判法の一部を改正する法律のあらまし

（昭和55年5月17日法律第51号公布）

（施行56年1月1日）

（法定相続分の改定）

1 子、直系尊属又は兄弟姉妹及び配偶者が相続人となる場合におけるその相続分は、次によるものとする事とした。

（民法第900条第1号～第3号関係）

(1) 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

(2) 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分2とし、直系尊属の相続分は、3分1とする。

(3) 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

（兄弟姉妹の代襲相続の制限）

2 兄弟姉妹を代襲して相続人となる者は、兄弟姉妹の子に限ることとした。

（民法第889条第2項関係）

（寄与分制限）

3 被相続人の財産の維持又は特別の寄与をした相続人は、寄与の方法、程度その他の事情に応じ、遺産の分割の協議又は審判において、相当額の財産を取得することができることとした。（民法第904条の2関係）

（遺産の分割の基準の改定）

4 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び生活の状況その他一初の事情を考慮してこれをする事とした。（民法第906条関係）

（遺留分の改定）

5 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の額を受ける事とした。（民法第1,028条関係）

① 直系尊属のみが相続人であるときは被相続人の財産の3分の1

② その他の場合には、被相続人の財産の2分の1

（審判事項の追加）

6 乙類の家事審判事項として寄与分を定める処分を加える事とした。（家事審判法第9条第1項乙類第9号の2関係）（審判前の保全処分）

7 家事審判法第9条の審判の申立てがあった場合においては、家庭裁判所は、最高裁判所の定めるところにより仮処分その他の必要な保全処分（以下「審判前の保全処分」という。）を命ずることができる事とした。

(1) 審判前の保全処分が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、これを取り消すことができるものとする事。

(2) 審判前の保全処分の執行は、民事執行法その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定に従ってするものとする事。（家事審判法第15条の3の新設及び同法第16条関係）

(遺産分割のための遺産の競売等)

8 家庭裁判所は、遺産の分割の審判等をするため必要があると認めるときは、審判に先立って相続人等に遺産の全部又は一部についての競売その他最高裁判所の定める方法による換価を命ずることができるとした。(家事審判法第15条の4関係)

(家事審判法の過料等の額の改定)

9 履行命令の不遵守等に対する制裁としての過料等の額を相当額に引き上げることとした。(家事審判法第27条、第28条第1項、第30条第1項及び第31条関係)

(施行期日等)

10 この法律の施行の日を昭和56年1月1日とし、所要の経過措置を講じ、及び関係法律の整理等を行うこととした。(附則第1項～第4項、第6項及び第7項関係)

(相続税における配偶者の負担の軽減措置)

11 法定相続分の改定に伴い、配偶者が取得した財産のうち遺産額の2分の1までは相続税を課さないものとする事とした。(附則第5項関係)

税金 365 日

贈与と税金

国税庁

贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。

財産をあげたり、もらったりするのは、主に、夫婦や親子の間で行われることが多いので、贈与税のことをうっかり忘れていたという人も案外おられるようです。

そこで、贈与税のあらましについて説明しましょう。

〈相続税の補完税〉

贈与税は相続税の補完税だといわれています。相続によって財産をもらった人には相続税がかかりますが、生前に贈与が行われますとそれだけ相続する財産が少なくなり、相続税が軽くなります。それでは、生前に贈与を受けた人と受けなかった人との間に税金の面で不公平が生じることとなりますので、生前の贈与に対しては贈与税がかかることになっています。

しかし、法人から財産の贈与を受けたときは、それが贈与であることには変わりはありませんが、法人には相続がありませんので、その贈与については、贈与税ではなく、一時所得として所得税がかかります。

〈贈与税の計算〉

まず、その年の1月1日から月日までの1年間に、個人から贈与を受けた財産の価額を合計します。これを贈与税の課税価格といいます。

次に、この課税価格から基礎控除額の60万を差し引き、その残額に税率をかけた額が贈与税となります。従って、1年間に個人からももらった財産の価額の合計が、60万円以下であれば贈与税はかかりません。

贈与税の税率は、10%から75%まで、課税価格に応じて高くなる超過累進税率となっています。

〈配偶者控除〉

夫婦の間で居住用不動産などの贈与があったとき、次の要件のいずれにも当てはまれば配偶者控除が受けられます。控除額は最高1千万円ですから、基礎控除額の60万円と合せて、1千60万円まで贈与税はかかりません。

- 1 婚姻期間が20年以上の夫婦の間の贈与であること。
- 2 贈与を受けた財産は、自分が居住するための不動産であるか、居住用不動産を取得するための金銭であること。

3 贈与税の申告期限である翌年3月15日までに、贈与を受けた居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した居住用不動産に実際に居住し、その後も引続いて居住する見込みであること。

この配偶者控除を受けるときは、贈与税の申告書に、(1)戸籍謄(抄)本と戸籍の附票の写し、(2)贈与を受けた居住用不動産の登録簿謄(抄本)、(3)住民票の写しを添付しなければなりません。

〈特別障害者に対する贈与税の非課税〉

心身に重度の障害がある特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて、特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託財産のうち3千万円までは贈与税がかかりません。

この非課税の取扱いを受けるには、財産の信託の際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通して税務署長に提出しなければなりません。

〈親族間の金銭貸借や名義変更など〉

金銭の貸借は、それ自体としては贈与ではありませんが、親子や夫婦など特別な関係にある人との間の金銭の貸借には、その返済について「ある時払いの催促なし」とか、「出世払い」のようなものがあります。このように、形式的には金銭の貸借になっていても、実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

また、金銭のやりとりをしないで不動産や株式の名義を変更した場合、個人から時価よりも著しく低い価額で財産を譲り受けた場合、債務を免除してもらったり肩代わりしてもらった場合など、経済的な利益を受けたときは、実質的に贈与を受けたこととなりますから、贈与税の課税対象となります。

〈贈与税の申告と納税〉

贈与税の申告は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月31日までに、贈与を受けた人の住所を所轄する税務署にしなければなりません。

贈与税の納税は、申告期限と同じ3月15日までですが、贈与税額が5万円を超えていて一時に納付することができないときは、年賦で納める延納の制度もあります。この場合には、延納期間中、年6.6%の利子税がかかります。なお、農地の贈与を受けたときには特例があり、例えば、農業を引継ぐ子が、親から生前に農地の全部を一括して贈与を受けたような場合には、一定の要件のもとに、納税が猶予されます。

—支部のうごき—

昭和55年定時総会

日高支部	4月12日	(三喜)	)
札幌支部	5月24日	(都市会館)	)
空知支部	5月24日	(平安閣)	)
苫小牧支部	〃	(市民会館)	)
釧路支部	6月7日	(三吉会館)	)
根室支部	〃	(中標津、町寿宴)	)
旭川支部	6月19日	(労働会館)	)
網走支部	6月29日	(北見市、市民会館)	)
室蘭支部	7月19日	(東室蘭、大将)	)

○十勝支部事務所は、次に移りました。  
帯広市公園東町3丁目11番地5  
米倉事務所内(〒080)(電話(0155)25-8237)

## 支部役員改選される

次の支部で55年定時総会におい役員が改選された。(旭川支部は、別記支部だよりによる)

### 日高支部

職名	氏名	分掌業務
支部長	金田 誠	
副支部長	小彼 重吉	企画
理事	三上 紀一	総務
"	伊東 幸治	
監事	工藤 健一	
監察員	伊東 幸治	

### 十勝支部

支部長	米倉 博	
副支部長	西尾 山彦	
理事	幸谷 栄一	総務
"	田守 照則	"
"	堀口登志雄	業研
"	坂下 導	"
"	山崎 慎一	監察
"	杉江 寔	"
理事	狩峰栄四郎	監察
"	上出 仁郎	車庫
"	五十嵐陽一	"
"	荒 一典	"
監事	片桐 音松	
"	鈴木 一雄	
綱紀委員	宮木 常男	
"	瀬尾 朝則	

### 釧路支部

支部長	大沢 清	
副支部長	前田紀久男	経理
"	辰尾 征良	広報
理事	下田 芳子	広報
"	木村 豊年	福祉年金、監察
"	芹田 俊夫	総務、業研
"	金倉 孝志	監察
"	大橋 義躬	業研
"	杉谷 壽	監察
"	畑 登	広報
"	細木 貞次	福祉年金
監事	中島 寛	
"	斉藤 政男	

### 根室支部

支部長	山田 清一	
副支部長	本田 政一	
副支部長	虻川 茂	
常任理事	富樫 正神	監察
理事	高田 憲二	
"	山本 晃	
監事	吉田大二郎	

### 室蘭支部

支部長	腰山 寛	
副支部長	福田喜一郎	
"	猪股 静	
理事	桑原浅之助	
"	菅原 繁治	
"	澤里 忠蔵	
"	斎藤龍三郎	
"	宮崎 繁雄	
"	村上 清	
"	川村 泰三	
監事	江良二三夫	
"	三戸部正朝	

## 支部研修会の開催状況

○苦小牧、日高支部合同で5月31日苦小牧市労働福祉センターにおいて、車庫証明申請手続きについて、講師を苦小牧警察署交通規制課長松本喜一氏により苦小牧支部12名、日高支部4名が受講した。

○根室支部 6月7日 中標津町寿宴において、放火、失火の罪文書偽造の罪について山田根室支部長を講師として12名が受講した。

○函館支部 6月17日 湯川町福井館において、行政手続相談業務について、講師を山口総一郎、高橋栄一の両氏により14名が、また、7月18日 共愛会館において、建設業の決算報告について、講師を渡島支庁建設指導課主事山本正広氏により36名が受講した。

○空知支部 7月19日 滝川市文化センターにおいて、農地法関係について、講師を空知支庁農地係長小田原幸司氏により39名が受講した。

## 旭川支部だより

旭川支部長 西川 正信

旭川支部定時総会は、去る6月19日午前10時から旭川市労働会館において会員48名が出席、来賓として北海道行政書士会会長(代理葛西副会長)並びに土田空知支部長、旭川商工会議所会頭(代理原田専務理事)各位御臨席のもとに開催された。

今次総会では任期満了に伴う役員改選が行われ、次の方々が選任され、さらに6月26日午後1時から改選後初の役員会を開催、役員人事を決定、新事業年度に向けてスタートをした。

### 記

職名	氏名	分掌業務
支部長	西川 正信	
副支部長	染川賢一郎	総務、監察部担当
"	古屋 福治	経理、企画部担当
"	田井 純二	業務研修部担当
理事	上窪 靖主	総務部長
"	池田 宗美	企画部長
"	横田 輝義	監察部長
"	山口 喜義	経理部長
"	中平 孔一	業務研修部長
"	江口 茂	監察、企画部担当
監事	谷本 時次	
"	伊林 利長	
代議員	丹羽 繁	
"	三井 隆信	
"	永沼 祐	
"	一條 勲	
"	吉岡 信一	

## 旭川支部慶弔規則を制定

第21回定時総会に提案された慶弔規則は全会一致で可決、即日施行された。この規則は会員相互の親睦を図ることを目的としたもので従来の弔事又は疾病等の場合だけでなく、会員の結婚並びに長寿(喜寿、米寿、白寿)等の慶事にも会員が挙げて祝意を表わそうとの意図で制定され、次の方々が規則制定第1号該当者として総会終了後西川支部長から祝儀を贈られ参会者の盛大なる拍手により祝儀を贈られた。

長寿により祝儀を贈られた方々

(敬称略)

小松 仁	米寿	(数え年89才)
伊藤 初三郎	喜寿	( " 82才)
川真田忠次郎	"	( " 82才)
荒 慶次郎	喜寿	(数え年80才)
横田 輝義	"	( " 80才)
日下部 豊	"	( " 80才)
丹羽 繁	"	( " 80才)
谷口 虎雄	"	( " 78才)
大島 鍋太郎	"	( " 78才)
松山 伊八	"	( " 78才)
三浦 五郎	"	( " 78才)
田中 権吉	"	( " 77才)

## 法制定30年の回顧と今後の課題

綱走支部 佐藤 三千三

行政書士法が制定されて、30年を迎えるに当り過去をふり返って見て更らに今後どのように対処すべきかを、じっくり考える必要がある。

会員数の増加率から見ると法制定後10年当時約250名が昭和45年(法制定20年)に820余と大躍進し、更らに現在では1,300余名と増加の一途をたどり行政書士業が如何

にも魅力ある資格であるような印象をうける。さて、法の改正面から見ると第1回の改正（昭和35年）では都道府県毎に1ヶの会をつくること、と所謂強制加入となり一応会としての基盤が完成した。

昭和49年には従来知事が行っていた登録を各都道府県会に移譲され会も法人格を附与された。

さらに今回の改正で提出代行および相談業務が加えられもう行政書士会（界）は盤石である。

以上は「行政書士界の明」正面から見た「明るい」部分である然し裏面から見る「暗い」部分のあることは案外知らない。

私は敢えてその「暗」の部分を書いて今後の警鐘としたいと考えこの拙い文を寄稿する以所である。

第一に行政書士業務についてその範囲は4千余とも6千余とも云われているが行政書士が業として日常取扱う業種数はそれよりはるかに少いはずである。

第二が行政書士の業務範囲の4千余乃至は6千余は別として所謂需要と供給即ち依頼される行政書士業務数とそれを処理消化し得る会員数の比率であるが結果は消化できないという答である。

にせ行政書士の横行の原因はここにあるわけである。

次に昭和45年第2回目の法改正前に臨時行政審議会の答申に「行政書士不要論」が出されたことである。

また昭和43年に「社会保険労務士法」の制定によって行政書士の業務量が大きく後退した。まだ「交通保険士」「自動車検査登録士」等々が行政書士業務の内特に魅力あるものを虎視眈々（こしたんたん）とねらっている。きわめて概略ではあるが行政書士界の「明」と「暗」の一部の説明である。

さて今後の課題であるが、先づ行政書士

会の体質改善が急務である。これは急激な体質改造論ではない。各書士の特質即ち日常の業務内容を把握し業務量の多い農地、民事、風俗、食品衛生、建設業等々の部会を強化し、にせ書士や他の団体等の入る余地をなくする強力防禦策を構ずる。

行政書士法制度30年で提出代行が認められたのに対し他の士業ではもっと早く代理若しくは代行権が認められている特に社会保険労務士は10年で代行権が認められているのは何故か、それは当該官公署等が必要だからである。行政書士の場合特定窓口がないのがむしろ弱点ともいえるであろう。

行政書士と行政書士会が一体となって愛され信頼される官公署等の良き協力者となる努力が特に必要である。



## 事務局日誌

- 5月6日 } 決算監査（業務・出納）  
7日 }
- 5月8日 法制定30周年式典打合せ  
13:00～15:00 片岡ビル  
登録資格審査委員会  
15:00～17:00 片岡ビル
- 5月15日 法制定30周年式典打合せ  
15:00～17:30 片岡ビル
- 5月25日 定時総会対策打合せ  
15:00～17:00 片岡ビル
- 5月26日 法制定30周年記念式典  
10:00～12:00 北海道厚生年金  
会館
- ” 第21回定時総会  
13:00～16:32 ”
- 6月10日 登録資格審査委員会  
15:00～17:00 片岡ビル
- 6月12日 第1回業務研修部会  
9:30～12:00 片岡ビル
- ” 第2回理事会  
13:00～16:00 片岡ビル
- 6月26日 } 日行連定時総会  
27日 } (愛媛県松山市)
- 7月5日 総務部・経理部合同部会  
10:00～13:00 片岡ビル
- 7月7日 企画部会  
10:00～15:00 事務局
- 7月8日 監察部会  
13:00～17:00 片岡ビル
- ” 登録資格審査会  
15:00～17:00 片岡ビル
- 7月10日 業務研修部労務部会  
10:00～14:00 事務局
- 7月11日 第2回車庫証正対策特別委員会  
10:00～14:30 片岡ビル
- (注) 会議のあらまは次号に登載いたします。

## 編集後記

人生においてはだれしも、しばしば乗り越えねばならない壁にぶつかる時がある。そのとき人は、氣力をふるいたたせ、真正面から壁に立ち向かってゆく、そして悩み苦しむ、その果てに、人は壁を乗り越え新しい道を見出していることに気づく。

このことは到底できないと自ら信じてかかるのは、それは自らできぬようにしてしまうものである。（訓話辞典より）

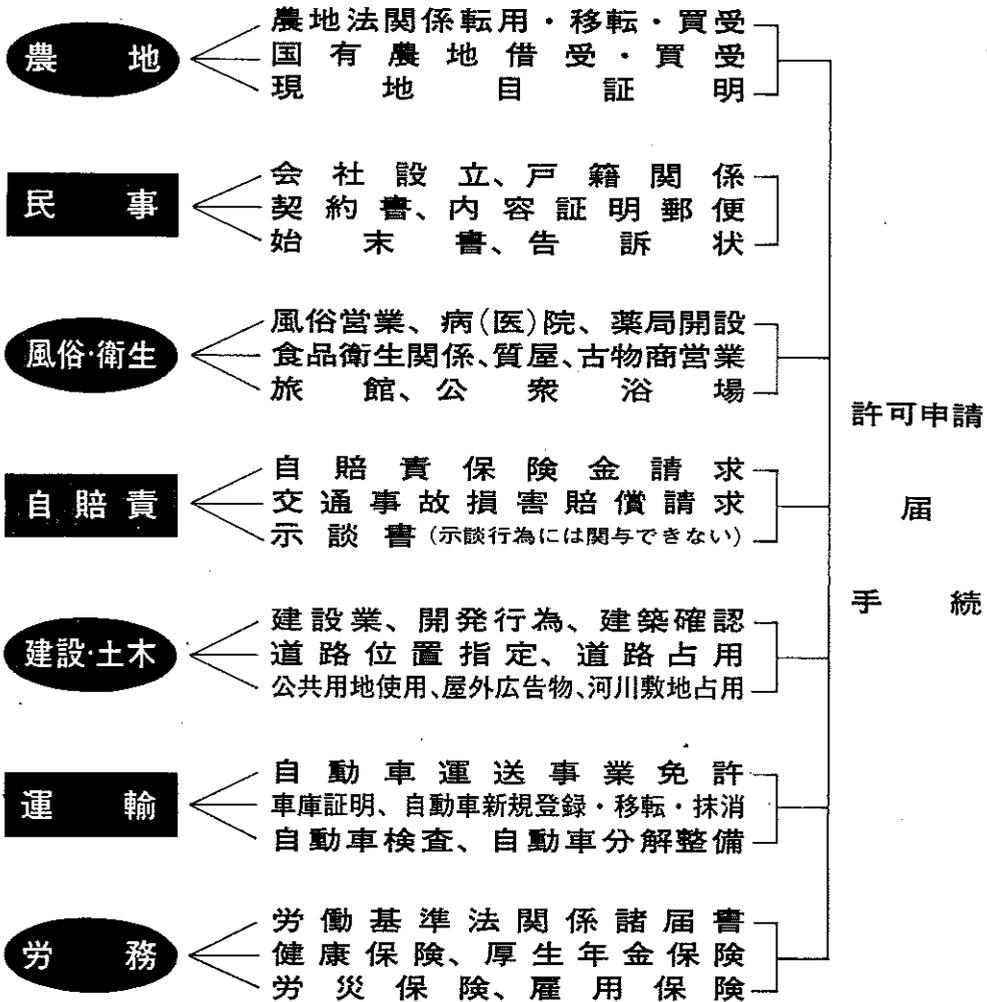
事務局次長 渡辺市郎氏には、本年1月上旬突然病魔に倒れ療養中でしたが、このたび退職の願出があり6月25日付でこれが承認されました。同氏は昭和51年本会事務局員として勤務され在職中の4年間誠心誠意会と会員皆様のために献身的努力をされました。この度の退職に当り心から感謝し一日も早く全快されますことを祈念いたします。

去る5月26日第21回定時総会も滞りなく終り目下昭和55年度事業計画に基づき着々その作業に邁進いたしておりますが、私ども編集スタッフの総会時における会報編集発行についての御意見を十分体し、御期待に添うべく一層の努力をして参りますので今後ともよろしく、御支援、御協力をお願い申し上げます。

企画部

# 行政書士の仕事のあらまし

次のような書類の作成・書類作成の相談・官公署への書類の提出代行



〈注〉昭和55年9月1日以降に行政書士会の会員になった者で、社会保険労務士の資格を有しない者は労務の仕事は扱いません。

行政書士会の会員以外の者が、上記書類の作成業務を報酬を得て行くと処罰されます。

'80. 7 第119号・昭和55年7月20日発行

発行人 榎波 弥一郎  
 編集人 下国 富士夫  
 発行所 北海道行政書士会  
 印刷所 谷川印刷株式会社  
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西西4 小原ビル4F  
 電話 (011) 221-1221  
 221-1222